

宅地造成及び特定盛土等の手引き

令和8年4月

名古屋市住宅都市局

目 次

I 宅地造成及び特定盛土等規制法について	
1. はじめに-----	3
2. 宅地造成等工事規制区域-----	3
3. 許可を要する工事-----	5
4. 許可を要する工事の技術的基準等-----	8
5. 許可を要しない土地及び工事-----	9
II 許可申請の流れについて	
1. 許可申請の流れ フロー図-----	11
2. 許可申請の事前審査及び許可申請-----	12
3. 名古屋市型の擁壁使用時の注意事項-----	20
4. 関係権利者の同意-----	21
5. 周辺住民への事前周知-----	22
6. 工事主の資力・信用-----	26
7. 工事施行者の能力-----	27
8. 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格-----	28
9. 許可申請手数料-----	29
10. 工事内容の公表-----	30
11. 他の法令との関連-----	31
III 工事着手から完了までについて	
1. 標識の提示-----	32
2. 計画の変更-----	34
3. 変更許可申請手数料-----	35
4. 工事の中止等-----	36
5. 定期報告-----	37
6. 中間検査-----	38
7. 段階確認-----	39
8. 完了検査-----	40
9. 工事の届出-----	41
10. 土地の保全義務-----	45
IV 参考資料	
1. 許可申請書記入例-----	46
2. 変更許可申請書記入例-----	48
3. 工事主の資力及び信用に関する申告書記入例-----	49
4. 資金計画書記入例-----	50
5. 図面記載例-----	51
6. 許可の要否事例-----	53

本手引きは宅地造成及び特定盛土等規制法で定めのある宅地造成及び特定盛土等について、名古屋市での許可申請等に係る要点をまとめたものです。

本手引きに記載の法令等名及び用語の定義は下表のとおりです。

表 1-1 法令等名

略称	法令等名
盛土規制法、法律、法	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
旧法	宅地造成等規制法
条例	名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行条例
細則	名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則
施行通知	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日 国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官）

表 1-2 用語の定義

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
崖面	崖の地表面
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者

I 宅地造成及び特定盛土等規制法について

1. はじめに

【法】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、宅地造成等に伴う崖（がけ）崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成等に関する工事等について必要な規制を定めた法律です。盛土規制法では、市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを「宅地造成等工事規制区域」とし、一定規模以上の宅地造成等を行う場合には市長の許可が必要であることを定めています。

2. 宅地造成等工事規制区域

【法】

(第三章 宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

解説

国から示された「基礎調査実施要領」に従い、名古屋市内の都市計画区域等のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域がないことから、市内全域を宅地造成等工事規制区域とします。

注：蓋然性のない区域とは、「土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリア」をいいます。

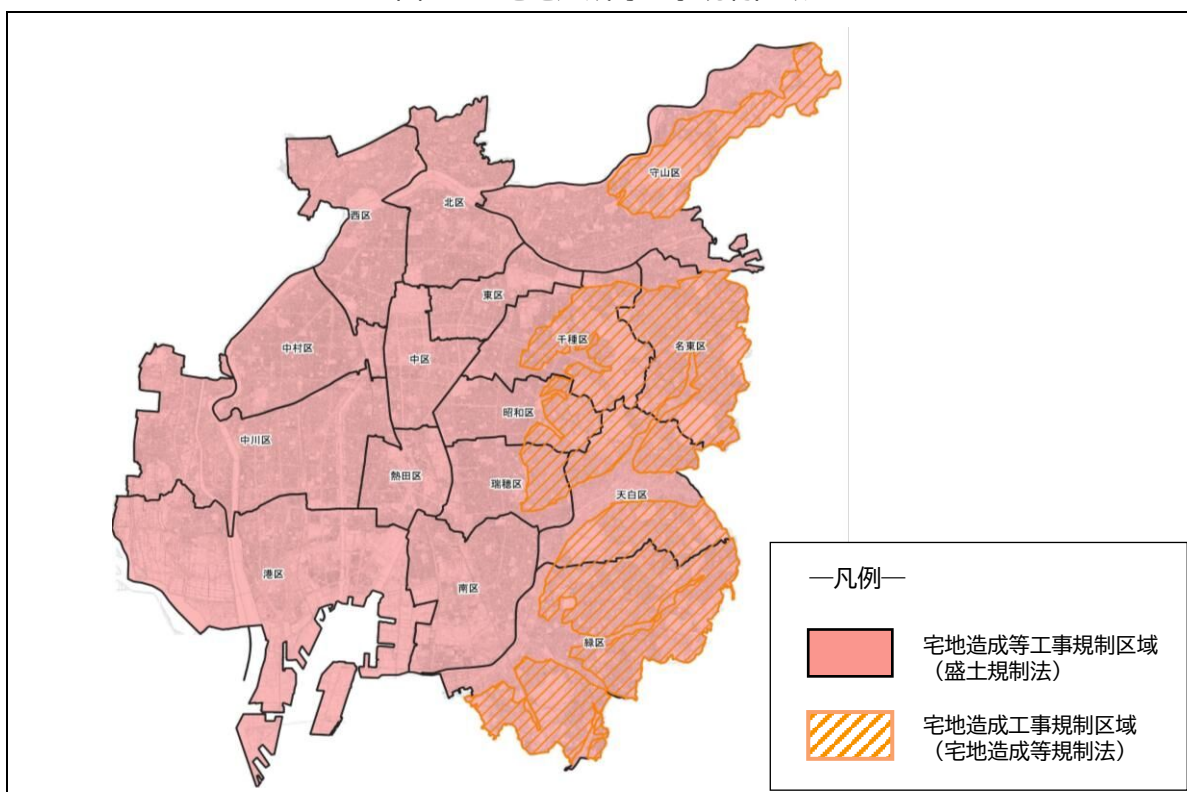
令和7年5月19日以降

盛土規制法により、名古屋市は市全域 326.45 km²が宅地造成等工事規制区域となりました。

なお、名古屋市内に特定盛土等規制区域や造成宅地防災区域の指定はありません。

注：造成宅地防災区域とは、宅地造成等工事規制区域外で宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きい区域であって政令で定める基準に該当し、市長が指定する区域です。

図 1-1 宅地造成等工事規制区域



参考

これまでの宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域

千種区内	10.60 km ² (昭和37年9月18日指定)
昭和区内	2.34 km ² (昭和37年9月18日指定)
瑞穂区内	2.06 km ² (昭和37年9月18日指定)
守山区内	12.18 km ² (昭和40年9月1日指定)
緑区内	29.21 km ² (昭和38年11月29日指定 昭和40年9月1日指定)
名東区内 (旧千種区の一部)	15.55 km ² (昭和37年9月18日指定)
天白区内 (旧昭和区の一部)	17.00 km ² (昭和37年9月18日指定)

計 88.94 km²

3. 許可を要する工事

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

解説

この法律が適用されるのは、次の(1)、(2)、(3)の全てに該当する場合です。

(1) 許可の対象となる区域

盛土規制法により市長が指定した宅地造成等工事規制区域(以下「規制区域」という。)内(3ページ参照)

(2) 許可の対象となる土地

道路、公園、河川その他法令で定める公共施設用地以外の土地

【補足】

名古屋市における許可申請範囲の考え方

許可申請範囲は原則、筆単位で一体利用する土地の範囲とする。

ただし、机上分筆された土地を一体利用しない場合は、机上分筆範囲とすることも可とする。なお、造成箇所はすべて許可申請範囲に含めること。

例1：家を建築する予定の土地と庭で筆が異なっても、家と庭は一体利用するものとして合わせた土地を許可申請範囲とする。

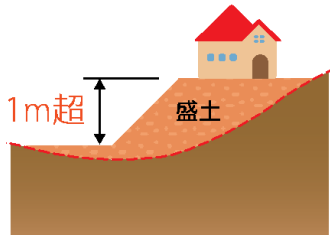
例2：親の所有する1筆の土地に、机上分筆をして既存の親の家とは別に子の家を建てる場合、土地の一体利用とはみなさずに、机上分筆された子の家の建築確認申請範囲を許可申請範囲とすることも可とする。

(3) 許可を要する工事（政令第3条）

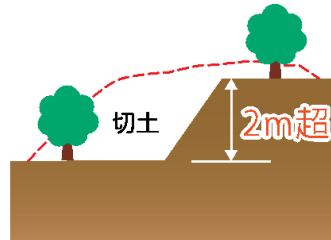
土地の形質の変更で次のア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する工事です。

図1-2 許可を要する工事

ア 盛土の場合で、その部分に高さが1mを超える崖ができるもの



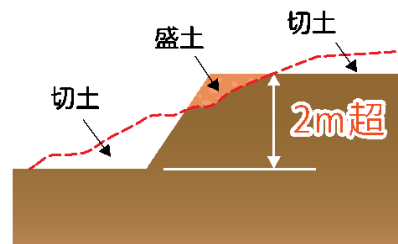
イ 切土の場合で、その部分に高さが2mを超える崖ができるもの



【補足】

崖とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

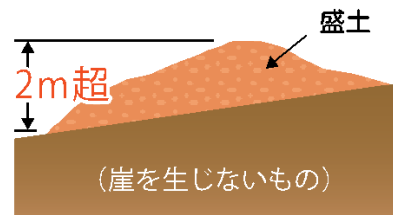
ウ 盛土と切土を同時にする場合で、その部分に高さが2mを超える崖ができるもの（ア、イに該当する盛土又は切土を除く。）



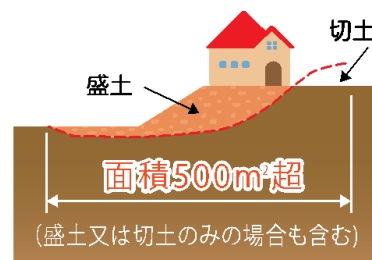
【注意】

盛土と切土をした部分にできる崖の高さが2m以下であっても、盛土部分に高さが1mを超える崖が生じる場合は許可を要する工事に該当します。

エ 盛土の場合で、高さが2mを超えるもの（ア、ウを除く。）



オ ア、イ、ウ、エのどれにもあてはまらない盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積の合計が500m²を超えるもの。なお、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の範囲はその面積に含まない。



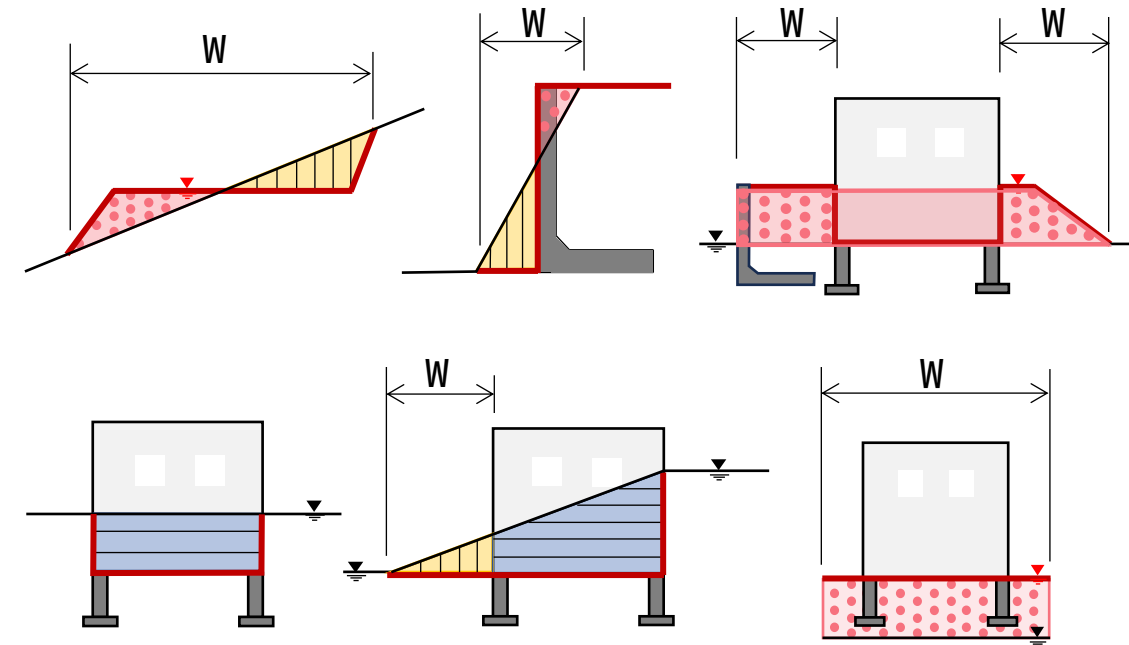
【補足】

許可申請書の10欄口に記載する盛土又は切土をする土地の面積については、標高差30cm以下の範囲も面積も含めてください。許可手数料はこの面積（30cm以下も含めた）により区別されます。

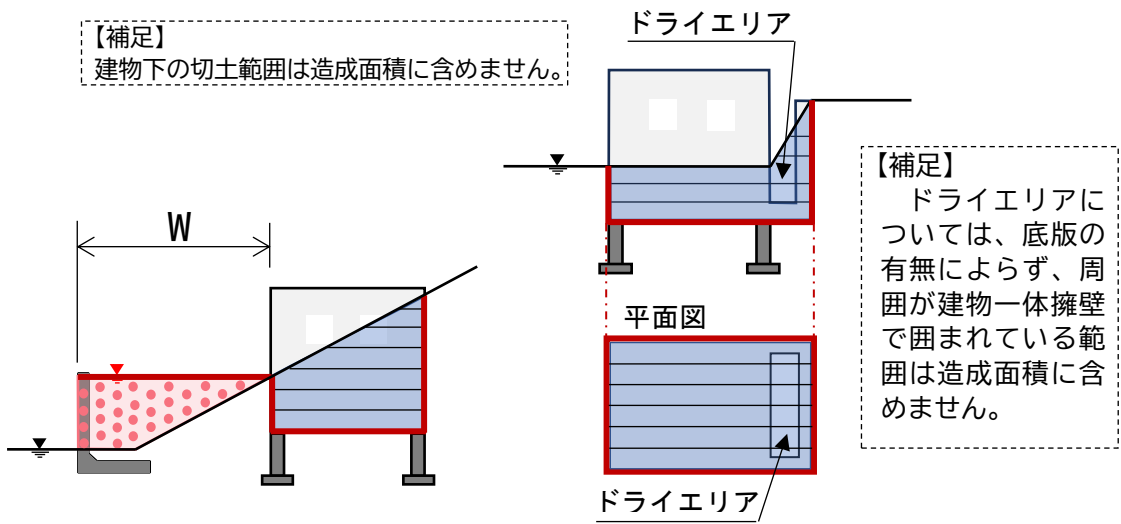
【盛土又は切土をする土地の面積の考え方（造成面積）】

盛土又は切土する土地の面積は、造成工事に伴い盛土又は切土が生ずる部分の水平投影面積です。ただし、建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる盛土、切土は含みません。

図 1-3 造成面積の考え方

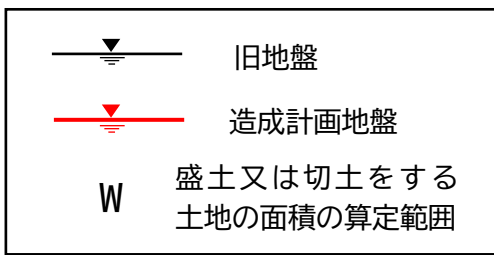


【補足】
建物下の切土範囲は造成面積に含めません。



【補足】
ドライエリアについては、底版の有無によらず、周囲が建物一体擁壁で囲まれている範囲は造成面積に含めません。

凡例



	算定範囲	算定範囲外
盛土		
切土		

4. 許可を要する工事の技術的基準等

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

解説

規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事は政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設の設置などが必要です。

詳細は、別冊「宅地造成及び特定盛土等工事技術指針」(以下「技術指針」という。)を参照してください。

5. 許可を要しない土地及び工事

解説

以下の表に掲げる土地、工事及び行為については、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可は不要です。

表 1-1 許可を要しない土地、工事及び行為

区分	具体的な内容
公共施設用地等 (盛土規制法の対象外) (法第2条第1項第1号、 政令第2条、省令第1条 各項)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するお それがないと認め られる工事 (法第12条第1項、法 第27条第1項、法第30 条第1項、政令第5条第 1項、政令第27条、省 令第8条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 <ul style="list-style-type: none"> イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 ・宅地造成又は特定盛土等(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの

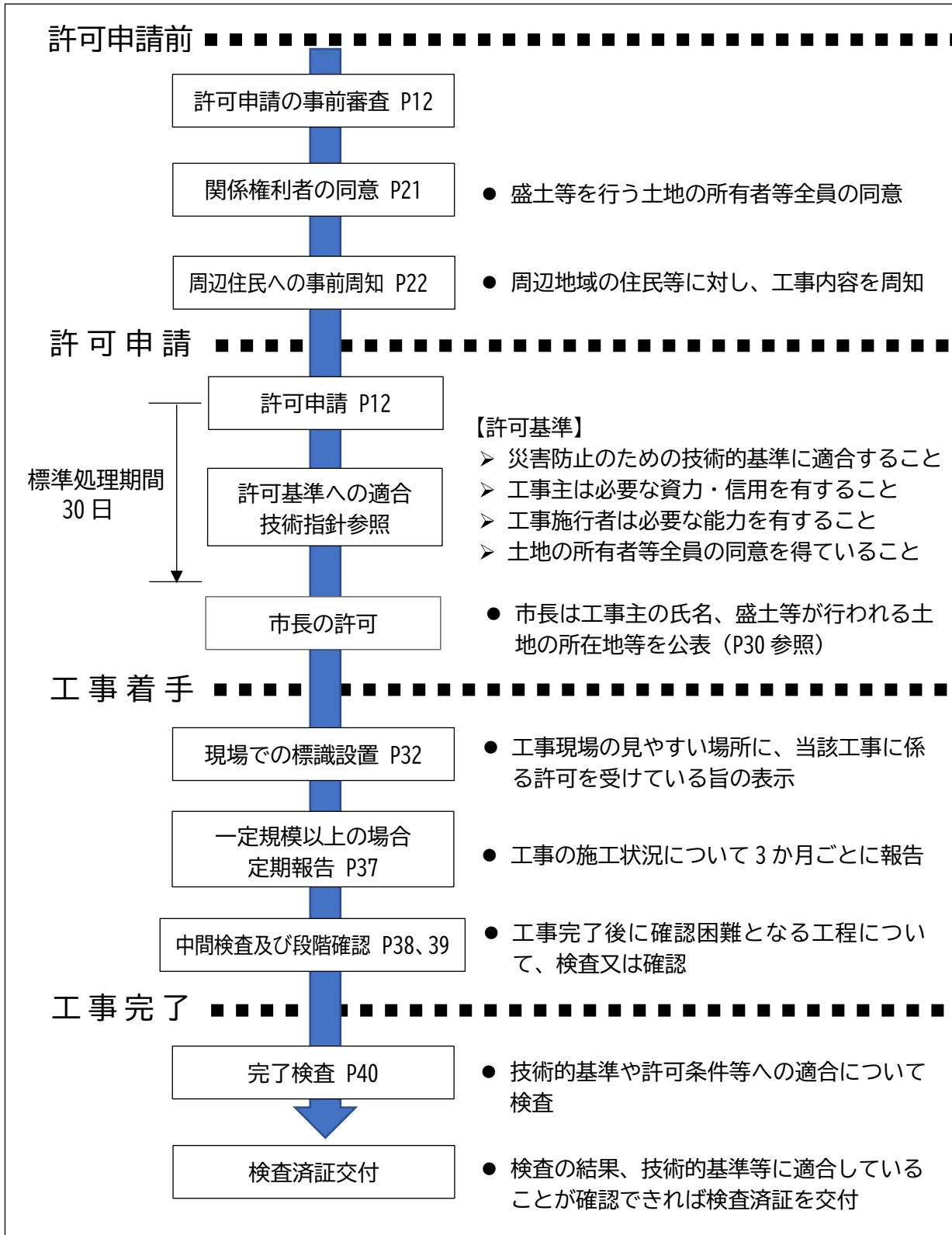
<p>みなし許可となる 工事 (法第 15 条、法第 34 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者である都道府県知事との協議が成立した工事 ・ 都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事
<p>その他法の対象外 となる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の生産及びほ場管理等のための営農行為(注) (耕起、整地、畝立、けい畔補修、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの) ・ 自然崖を保護するための擁壁等の設置 ・ 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する行為 ・ 建築物や工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻し ・ 地中埋設物 (建築物の基礎等) の撤去のための床堀及び埋戻し ・ 一連の工事の中で一時的に崖が生じる場合

注：詳しくは農業委員会事務局へ事前にご相談ください。

Ⅱ 許可申請の流れについて

1. 許可申請の流れ フロー図

図 2-1 許可申請の流れ フロー図



2. 許可申請の事前審査及び許可申請

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

略

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

解説

【事前審査】

許可申請をされる前に、申請書及び添付書類の事前確認をしますので市担当職員の予約をとり、開発指導課までお持ちください。(関係権利者同意書、委任状及び隣地所有者の承諾書の押印は許可申請時でも可、周辺住民周知報告書は案のものでも可)

【許可申請】 P46、47 参照

事前審査が終わりましたら、許可申請手数料 (P29 参照) を納付のうえ申請してください。申請が技術的基準等に適合すると認められた時は許可証を交付します。許可証が交付された後でなければ工事に着手することができません。

【標準処理期間】

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請の標準処理日数については、原則として申請のあった日から 30 日以内とします。事前審査を終えた後の許可申請から市長の許可までに要する標準的な処理期間であり、申請内容等によっては標準処理期間を超える場合があります。

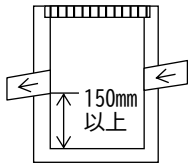
表 2-1 申請書及び添付書類

※ 申請書類がすべて揃っていることを確認し、番号順に綴って申請してください。

☑ 欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
☐	1	許 可 申 請 書 (省令様式第二) P12、46、47 参照		許可申請書記入例参照	
☐	2	位 置 図	1/ 2,500 以上	(1) 方 位 (2) 許可申請範囲(赤線で囲む。) (3) 道路、河川等の公共施設、その他目標となるもの	
☐	3	土地の登記事項 証明書及び公図		(1) 許可申請範囲(赤線で囲む。) (2) 公図を保管する官庁名等 (3) 公図を写した年月日	・直近 3 か月以内のもの ・区画整理中のものは 区画整理組合のブ ロック図
☐	4	地 形 図 (現 況 図)	1/100 以上	(1) 方 位 (2) 土地の境界線 (筆ごと) (3) 許可申請範囲(赤線で囲む。) (4) 許可申請範囲内及び周辺の道路、河川、 水路その他公共の用に供する施設 (5) 許可申請範囲内及び、隣地境界付近の既 存建築物又は既存構造物、地形 (6) 許可申請範囲内及び隣地境界付近の地盤 高 (地盤高が変化するとき) の明示、断面 図における断面の位置とその記号	・ 構造物とは 擁壁、石積、塀、門、 車庫、階段、側溝等 ・ 隣接構造物の天端高 を明記
☐	5	造成計画平面図 (土地の平面図) P51、52 参照	1/100 以上	(1) 方 位 (2) 土地の境界線 (筆ごと) (3) 許可申請範囲 (赤線で囲む。) (4) 許可申請範囲内及び、隣地境界付近の既 存建築物又は既存構造物、地形 (5) 盛土、切土をする土地の部分の着色 (盛 土は薄い赤色、切土は黄色) (6) 擁壁その他の構造物の位置、種類、見か け高さ、打増寸法、天端カット寸法、延 長及び伸縮目地の位置 なお擁壁及び排水施設については、申請 書と照合できるように番号を付するこ と。(許可を要する擁壁は赤色で着色し義 務擁壁と明示、任意擁壁・小口止め・建 築一体擁壁などは着色なしで名称を明 示) (7) 法面の位置、勾配及び保護方法 (8) 宅地の計画高、造成しない部分の現況高、 隣地地盤高 (9) BM の位置と高さ及び断面図における断面 の位置とその記号	・ 見かけ高とは擁壁の 背面地盤と前面地 盤との高低差 ・ 擁壁のベースライン を赤点線で図示 ・ コーナー補強部分を 図示し、角度を明記 ・ 隣地擁壁の根入れも 確認しておくこと。 ・ 建物含む申請の場合 は、建物荷重 kN/m ² を明記

☑ 欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
				(10)過去に許可を受けた擁壁を存置するときは、擁壁の許可番号、許可日、完了番号、完了日	
☐	6	土地の断面図 P51、52 参照	1/100 以上	(1) 許可申請（赤線） (2) 測点番号 (3) 現況地形線（細く）、計画線（太く）及び現況地盤高と計画地盤高（斜面上（勾配1：4以上）に盛土をする場合には、旧地盤を段切りする必要があり、その計画線も図示） (4) 法又は擁壁その他の構造物の種類、全高、見かけ高さ、打増寸法、天端カット寸法、天端高及び根入れ寸法（許可を要する擁壁は赤色に着色し義務擁壁と明示、任意擁壁・小口止め・建築一体擁壁などは着色なしで名称を明示） (5) 盛土、切土をする土地の部分の着色（盛土は薄い赤色、切土は黄色） (6) 過去に許可を受けた擁壁を存置するときは、擁壁の許可番号、許可日、完了番号、完了日	<ul style="list-style-type: none"> ・断面箇所は形状の変化する箇所 ・影響する隣地形状及び地盤高さも明示 ・擁壁根入れ基準は擁壁前面1.5mかつ0.4H先の低い箇所から（技術指針参照）
☐	7	崖の断面図	1/50 以上	(1) 崖の高さ、勾配 (2) 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） (3) 盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法（石張り、芝張り、モルタル吹付など）	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われる崖面については、不要 ・盛土又は切土をした部分に生ずる崖が対象で、崖の高さに関わらない（擁壁設置の義務がない場合の崖も図示）
☐	8	擁壁の展開図 P51、52 参照	1/50 以上	(1) 擁壁の種類、全高、見かけ高さ、打増寸法、天端カット寸法、根入れ寸法、延長及び種類 (2) 水抜き穴の位置「水抜き穴は内径75mm以上、3㎡に1箇所以上、原則下方に千鳥配置」と明記 (3) コーナー補強位置及び角度、伸縮目地位置、法面の高さ (4) 擁壁前面及び背面の計画地盤線 (5) 擁壁前面1.5mかつ0.4H先の低い箇所の地盤線（擁壁の根入れ深さ確認のため） (6) 底版上端ライン（黒点線） (7) 底版下端高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を要する擁壁部分を赤線で囲む。 ・前面地盤線は黒実線 ・背面地盤線は黒点線 ・打増部は黒実線 ・天端カットは赤点線 ・詳細は別添の許可申請図書図面の見本を参照 ・擁壁根入れ基準は擁壁前面から1.5mかつ0.4H先の低い箇所から（技術指針参照）

☑ 欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
☐	9	擁壁の構造図 (擁壁の断面図)	1/20～ 1/50	<p>(1) (鉄筋)コンクリート擁壁 ア 形状、寸法及び根入れ深さ イ 配筋図、かぶり寸法 ウ コーナー補強図 エ 使用コンクリートの品質 オ 水抜き穴の位置、材質及び寸法 カ 透水層の位置、構造及び寸法 キ 基礎構造の種類と寸法 ク 構造計算擁壁で天端より土羽を打つ場合はその勾配と高さ ケ 必要地耐力や地表面載荷重などの設計条件</p> <p>(2) 練積み造擁壁 ア 法勾配、高さ、根入れ深さ イ 材料の種類、品質及び寸法 ウ 裏込コンクリートの品質と寸法(天端、地盤面及び基礎位置) エ 基礎構造の種類と寸法 オ 透水層の位置と寸法</p> <p>【その他、必要な資料】</p> <p>・大臣認定擁壁使用時 ア 大臣認定書、擁壁の製造工場の認証証明書及び築造仕様書を添付 イ 標準構造図を添付</p> <p>・透水マット使用時 ア 透水マット協会の認定書を添付 イ 使用する製品の仕様書(施工要領書)を添付</p>	
☐	10	崖面崩壊防止施設の断面図	1/20～ 1/50	<p>(1) 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 (2) 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 (3) 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 (4) 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法</p>	
☐	11	崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	<p>(1) 崖面崩壊防止施設の寸法 (2) 水抜き穴の位置、材質及び内径並びに透水層の位置及び寸法</p>	

☑ 欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
□	12	排水施設の 平面図 P51、52 参照	1/100 以上	(1) 方 位 (2) 許可申請範囲（赤線） (3) 排水施設の位置(青色で着色)、種類、形 状、内法寸法、勾配、延長及び流水方向 (4) 放流先の名称 (5) 集水系統ブロック記号、集水方向 (6) 土地の地表面（コンクリート打ち・砕石 敷・As 舗装、芝張等）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の面積が 3,000 m²以上の場合 は、雨水排水計算書 が必要 ・側溝などに複数箇所 で接続する場合、排 水先の管理者に了解 を得てその旨を明記 (年月日、部署名、担 当者名)
□	13	排水施設構造図	1/20~ 1/50	(1) 排水施設構造物 ア 開渠、暗渠、堰堤、人孔、集水柵、吐口、 落差部構造等（柵等は、泥溜め深さを 150mm 以上確保） イ 形状と寸法 ウ 使用材料 エ 最終柵から放流箇所までの一連の断面	 <ul style="list-style-type: none"> ・側溝面から管を出さ ないこと。 ・管口はモルタル補修 すること。 
□	14	求 積 図 P51、52 参照	1/500 以上	(1) 許可申請範囲の面積 （三斜法、CAD による求積等） (2) 盛土・切土を行う土地の面積 （三斜法、CAD による求積等） (3) 求積計算書式及び土量計算書式	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土切土区域の着色 盛土 薄い赤色 切土 黄色 ・地形図又は計画平面 図を利用してよい。

☑ 欄	No	書類名	必要となる場合	内 容	備 考
☐	15	関係権利者同意書 (細則第 14 号様式) P21 参照	全ての申請	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意 ・関係権利者の同意は実印で押印 <p>【その他、必要な資料】 印鑑証明書（同意日の 3 か月前以降に発行されたもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請後に権利が移転した場合は、新たな権利者の同意が必要 ・工事主が土地の所有者の場合も、実印で押印が必要
☐	16	工事主確認書類 P26 参照	工事主が個人である場合	<p>【その他、必要な資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（住民票の写しは個人番号が記載されていないもの、個人番号カードは個人番号カードの表面のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 3 か月以内のもの
			工事主が法人である場合	<p>【その他、必要な資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社・法人の登記事項証明書 (2) 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（住民票の写しは個人番号が記載されていないもの、個人番号カードは個人番号カードの表面のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 3 か月以内のもの ・役員については、株式会社の場合は会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者全員
☐	17	工事主の資力及び信用に関する申告書 (細則第 15 号様式) P26、49 参照	全ての申請	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法令による登録（建設業法、宅地建物取引業法など） (2) 納税額 (3) 宅地造成事業等の施行経歴（法人の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令による登録がある場合はその証明書等の写しを添付
☐	18	工事主の納税証明書 P26、49 参照	工事主が個人である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の納税証明書(その 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 2 年分（源泉徴収制度にて納付を行っているなどの理由により、実際の納付額が反映されない場合においても添付が必要）
			工事主が法人である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税の納税証明書(その 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 2 年分
☐	19	資金計画書 (省令様式第三) P26、50 参照	全ての申請	<ol style="list-style-type: none"> (1) 収支計画 (2) 年度別資金計画 	

☑ 欄	No	書類名	必要となる場合	内 容	備 考
□	20	工事主の誓約書 (第1号参考様式) P26 参照	全ての申請	工事主が法令に違反していない旨などの誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事主が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・工事主の氏名は自署で記入するか、自署以外の場合は押印が必要（個人の場合は認印可）
□	21	工事施行者の施行能力に関する申告書 (細則第16号様式) P27 参照	全ての申請	法令による登録、主な宅地造成事業等の施行経歴など 【その他、必要な資料】 法令等(建設業法等)の登録がある場合はその許可通知書の写し又は許可証明書など	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請時に工事施行者が未定の場合は工事施行者が決定したい届出すること。
□	22	周辺住民周知報告書 (第3号参考様式) P22、23、24、25 参照	全ての申請	当該工事を行う土地の周辺地域の住民などに対し、工事内容を周知するために行った措置及びその内容 【その他、必要な資料】 書面を配布した場合は、配布した書面及び配布範囲が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のいない土地は、土地や建物の所有者に書面を郵送するなどして周知
□	23	設計者の資格に関する証明書 (任意様式) P28 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の見かけ高さが5m超えの場合 ・盛土又は切土の面積が1,500㎡超えの場合 	図面を作成した者が政令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見かけ高さとは擁壁の背面と前面の地盤高低差をいう。 ・面積は0mmを超える盛土又は切土をする面積
□	24	擁壁の構造計算書 (任意様式) 技術指針参照	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市型擁壁又は大臣認定擁壁を使用する場合は不要
□	25	のり面の安定計算書 (任意様式) 技術指針参照	のり高が15mを超える場合など	土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	
□	26	盛土全体の安定計算書 (任意様式) 技術指針参照	<ul style="list-style-type: none"> ・谷埋め型大規模盛土造成地 ・腹付け型大規模盛土造成地 	土質試験その他の調査又は試験に基づく盛土全体の安定計算書	

☑ 欄	No	書類名	必要となる場合	内 容	備 考
☐	27	隣地所有者の承諾書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地の造成によりやむを得ず隣地を造成する場合 ・擁壁の設置により隣地上に載荷重の制限などが生じる場合など 	<p>自署又は自署以外の場合は押印が必要（個人の場合は認印可）</p> <p>【その他、必要な資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地の登記事項証明書 ・隣地所有者の承諾した内容が分かるよう必要に応じて図面等も添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3か月以内のもの ・隣地(造成協力地)の造成も申請書10欄口の「盛土又は切土をする土地の面積」に含めます。
☐	28	現 況 写 真 (任意様式)	全ての申請	<p>当該土地及びその付近の状況を明らかにするカラー写真</p> <p>【その他、必要な資料】</p> <p>写真撮影箇所図 (地形図(現況図)を元図とし、それぞれの撮影箇所を明示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3か月以内のもの ・撮影箇所 ア 土地の全景 イ 隣地境界付近 ウ 高低差のある部分 エ 既存構造物など
☐	29	委 任 状 (任意様式)	工事主が申請手続き、許可証等の收受や検査の立ち合いなどを委任する場合	<p>記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任者、受任者（押印不要） ・委任事項（申請書等の提出、許可書の收受及び検査の立ち合いなど） ・委任状作成日 ・委任者の連絡先電話番号 ・許可申請をした土地の所在地及び地番 ・その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証等の受領時は、受任者であることを確認するため、委任状の写しを提示してください。

※申請書類が番号順にすべて揃っていることを確認してください。

※副本に添付する書類はコピーでも構いません。

※図面等には、名称及び番号を付し、A4の大きさに折りたたみ、左綴じとしてください。

※図面の描き方は、P51、52の図面記載例を参照してください。

※土地区画整理組合地内においては、地番該当証明書及び仮換地については仮換地証明書、保留地については保留地証明書が必要です。

※工事の計画を変更する場合には、変更許可申請書とともに、内容が変更される書類を添付して、提出してください。

3. 名古屋市型の擁壁使用時の注意事項

名古屋市(宅造用) L型擁壁
見かけ高さ1.5m(L-1.5)

縮尺 1/40
単位 mm

前面 背面

縦壁配筋図

使用しないものの名称や数値は見え消しにしてください。

底版幅：透水層に碎石、栗石等（厚さ30cm以上）を裏面全面に設置して用いる場合は（ ）内数値まで底版幅を縮小できる。

チェック欄

申請地において、下記設計条件を満たすことを確認しています。

設計条件	項目	単位
地耐力（砂質土）	100 (10.0)	kN/m ² (tf/m ²)
背面土の種類（砂質土）	内部摩擦角 φ25° 以上	
背面土の単位体積重量	17 (1.7)	kN/m ³ (tf/m ³)
鉄筋コンクリートの単位体積重量	24 (2.4)	kN/m ³ (tf/m ³)
コンクリートの設計基準強度 (σ ₂₈)	21 (210)	N/mm ² (kgf/cm ²)
鉄筋(SD295)の降伏点	295 (3000)	N/mm ² (kgf/cm ²)
地表面載荷重	10 (1.0)	kN/m ² (tf/m ²)
耐震設計	大地震・中地震を考慮していない	—
フェンスのたれ荷重	1 (0.1)	kN/m (tf/m)

※水抜穴は内径75mm以上の塩ビ管その他これに類する耐水材料を用いたもので3㎡当り1箇所以上設けること。

底版配筋図

【補足】

名古屋市型の擁壁は右下の設計条件（擁壁のタイプや規模により異なる。）で計算しています。利用される際は、工事する場所の土質や使用材料等が設計条件に適合することを確認のうえ、チェック欄にチェックをして申請書に添付してください。

4. 関係権利者の同意

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

解説

工事の許可申請にあたっては、事前に当該の土地について以下(1)、(2)のすべての権利者の同意が必要です。

- (1) 土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る。)、賃借権、使用貸借権を有する者
- (2) (1)のほか、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要)等)を有する者

なお、抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権(当該土地を占有する不動産質権者を除く。)についての同意及び建築物又は工作物のみに係る権利者(賃貸住宅の賃借人等)の同意は不要です。

《提出書類一覧》

提出書類一覧

- ・ 関係権利者同意書(細則第14号様式)
※同意者は実印で押印してください。
- ・ 同意者の印鑑証明書(同意日の3か月前以降に発行されたもの)

5. 周辺住民への事前周知

【法】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、第十二条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

解説

工事の許可申請にあたって工事主は、事前に工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

【周知方法】

周知の方法は(1)～(3)のいずれかにより行ってください。

ただし、政令第7条第2項第2号に規定する土地(溪流等)において高さが15mを超える盛土をする場合は(1)が必須となります。

- (1) 工事の内容について説明会を開催すること。
- (2) 工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること。
- (3) 工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

【周知を必須とする工事内容】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 工事が施行される土地の所在地
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ・ 作業時間、休工日
- ・ 工事の目的
- ・ 許可を要する擁壁の高さ(見かけ高さ)、延長、位置 ⇒ 造成計画平面図に記載でも可
- ・ 盛土又は切土の高さ
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積
- ・ 盛土又は切土の土量
- ・ 工事に係る問合せ先

【補足】

住民のいない土地は、土地や建物の所有者に書面を郵送するなどして周知してください。

《提出書類一覧》

提出書類一覧

- ・ 周辺住民周知報告書(第3号参考様式)
- (1) 説明会を開催した場合は、説明会案内の周知範囲が分かる書類、議事録及び出席者名簿
- (2) 書面を配布した場合は、配布した書面及び配布範囲が分かる書類
- (3) 掲示とインターネットで周知した場合は、掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したもの

【参考】

図 2-2 配布書面の例



【補足】

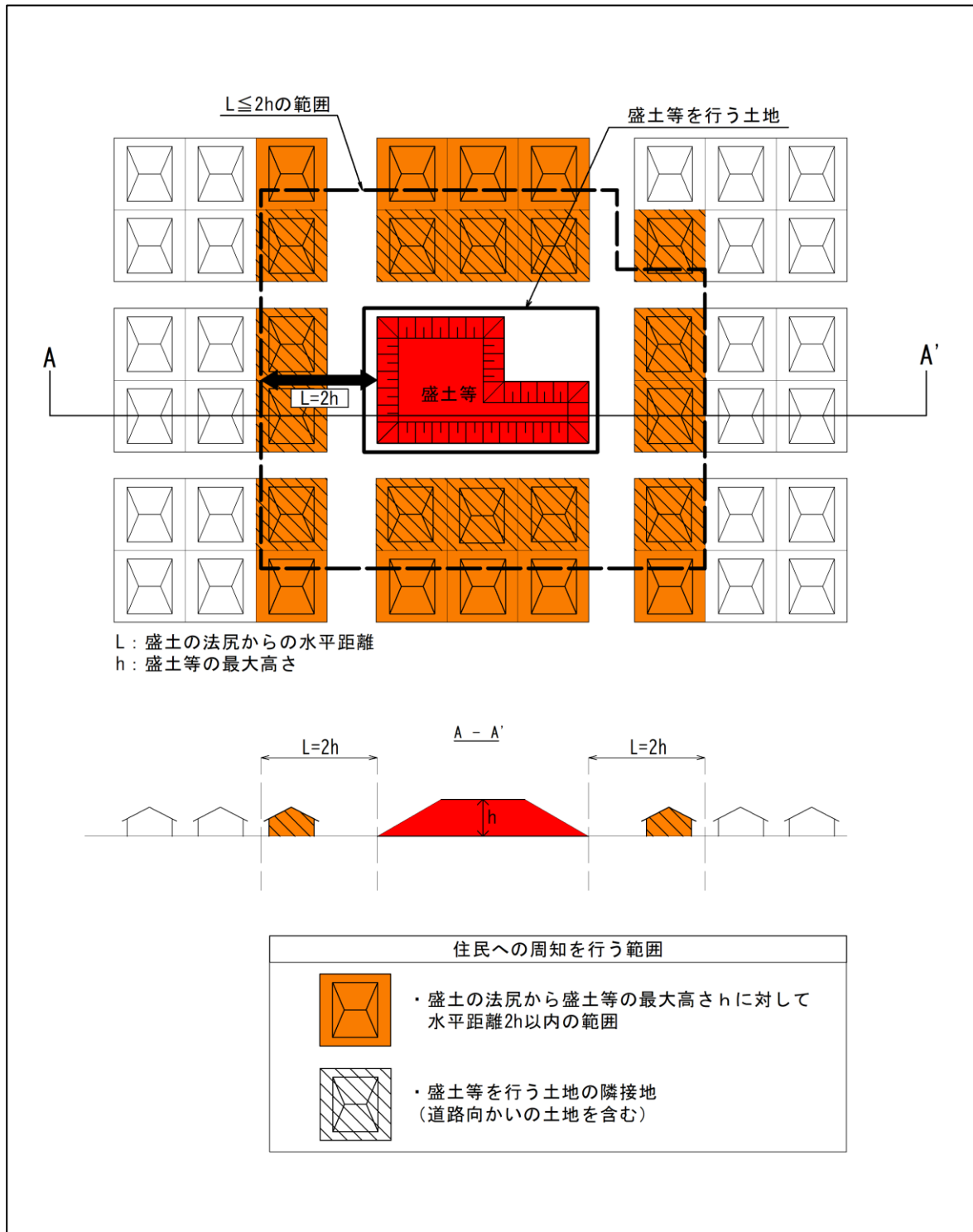
周知範囲の考え方は下記を参考にしてください。

表 2-2 周知を行う範囲

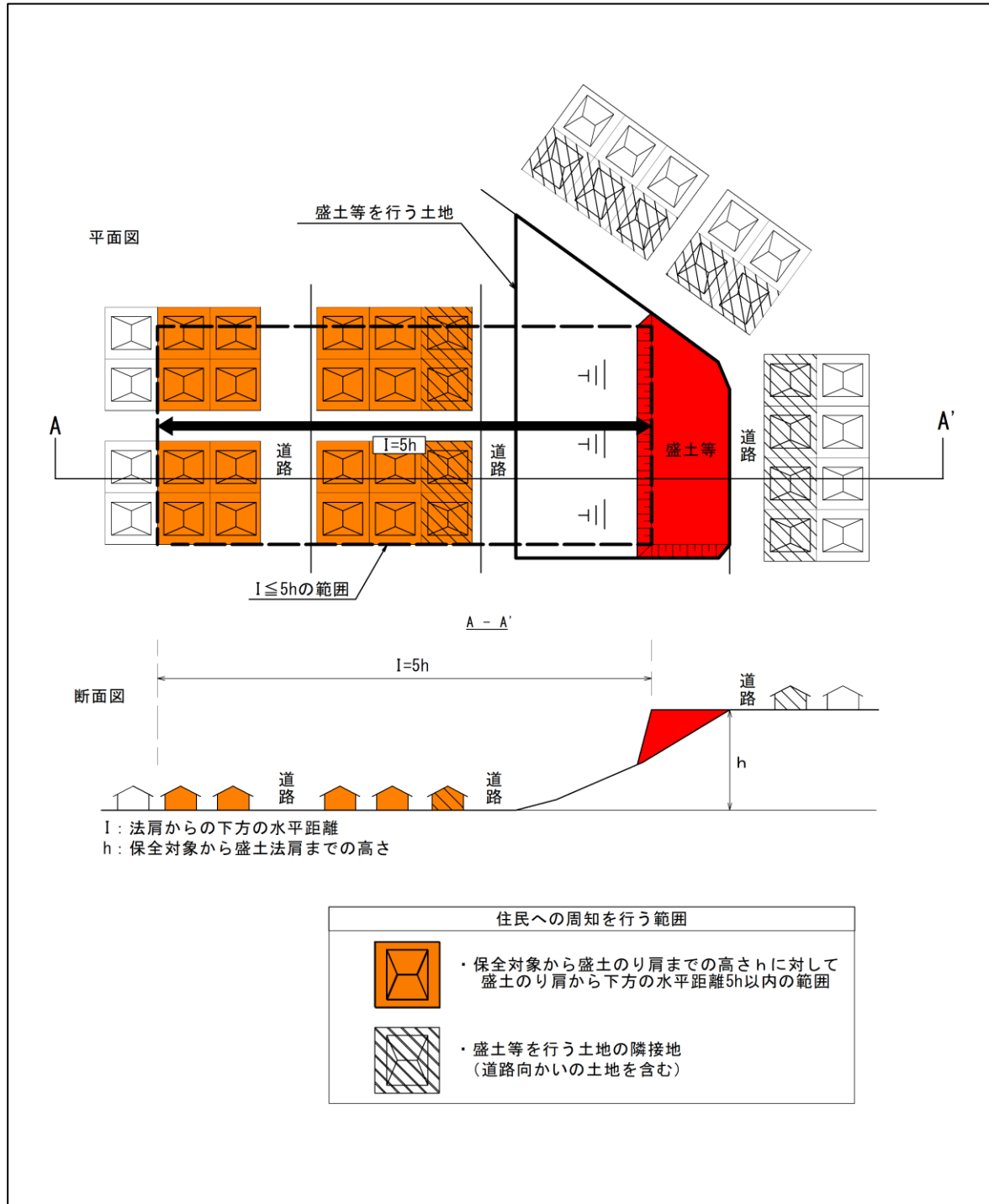
盛土等の区分	周知を行う範囲の考え方	参考図
平地盛土 勾配 1/10(約 5.7 度) 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 切土	・盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲 (※P24 参考図 L の範囲) かつ ・盛土等を行う土地の隣接地(道路向いの土地を含む)	
腹付け盛土 勾配 1/10(約 5.7 度) 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土の該当しないもの	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲 (※P25 参考図 I の範囲) かつ ・盛土等を行う土地の隣接地(道路向いの土地を含む)	
谷埋め盛土 谷や沢を埋め立てて行う盛土	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 かつ ・盛土等を行う土地の隣接地(道路向いの土地を含む)	

図 2-3 周知範囲が分かる平面図のイメージ

平地盛土、切土、土石の堆積の場合



腹付け盛土の場合



6. 工事主の資力・信用

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 略

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。提出された資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に盛土規制法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

《提出書類一覧》

提出書類一覧
<ul style="list-style-type: none">・ 工事主の資力及び信用に関する申告書（細則第 15 号様式）P49 参照・ 資金計画書（省令様式第三）P50 参照・ 工事主が宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書（第 1 号参考様式）
<p>【工事主が法人の場合は以下の資料も必要】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人の登記事項証明書・ 役員の住民票又は個人番号カードの写し等 (株式会社の場合は会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者全員)・ 直近 2 年分における法人税の納税証明書(その 1)※
<p>【工事主が個人の場合は以下の資料も必要】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民票又は個人番号カードの写し等・ 直近 2 年分における所得税の納税証明書(その 1)※ (源泉徴収制度のみで所得税の納付を行っている場合でも、確定申告による未納が無いことを確認するため納税証明書(その 1)を提出してください。)

※納税証明書は(その 1)のみを提出

※工事主が個人の場合は納税証明書(その 1)のみを提出し、源泉徴収票の提出は必要ありませんが工事主の資力及び信用に関する申告書の所得税の欄には確定申告にて納付した額と源泉徴収された額を併記してください。

7. 工事施行者の能力

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

工事施行者の施行能力については、工事施行者の施行能力に関する申告書（細則第 16 号様式）、法令等（建設業法等）の登録がある場合はその免許証により確認します。

【補足】

表 2-3 建設業許可の業種例

建設工事の種類	工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（解体等を含む。）
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
とび・土工・コンクリート工事	土砂の掘削、盛上げ、締固め、コンクリートにより工作物を築造する工事、基礎的工事等
石工	石材（コンクリートブロックを含む）の積方により工作物を築造する工事

国土交通省 HP より抜粋加工

【補足】

許可申請時に工事施行者が未定の場合は、工事施行者が決定しだい届出すること。

《提出書類一覧》

提出書類一覧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施行者の施行能力に関する申告書（細則第 16 号様式） ・ 法令等（建設業法等）の登録がある場合はその許可通知書の写し又は許可証明書など

8. 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条

略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

解説

下記 (1)、(2) に該当する工事である場合には、次の資格のある者の設計による必要があります。

- (1) 見かけ高さが5メートルを超える擁壁の設置
 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

※見かけ高さとは、擁壁の背面と前面の地盤高低差をいう。

表 2-4 設計者の資格

学校卒業学部課程	修業年限	土木又は建築に関する実務経験
大学（短大を除く）・旧大学令による大学 土木又は建築に関する課程	正規の課程	2年以上
短期大学（夜間を除く） 同上	3年	3年以上
短期大学・高等専門学校・旧専門学校令による専門学校 同上	正規の課程	4年以上
高等学校・中等教育学校・旧中等学校令による中等学校 同上	同上	7年以上
大学院・専攻科・旧大学令による大学の大学院・研究科 同上	1年以上	1年以上
技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」）、森林部門（選択科目を「森林土木」）又は水産部門（選択科目を「水産土木」）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行の際、現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」）、農業部門（選択科目を「農業土木」）とするものに合格した者を含む。）		
1級建築士		
土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を終了した者		

《提出書類一覧》

提出書類一覧
・上記に該当する場合には、許可申請書に設計者の資格に関する証明書

9. 許可申請手数料

【条例】

(手数料)

第5条 法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、その申請をする際、別表に定めるところにより手数料を納めなければならない。

解説

許可申請時に住宅都市局建築指導部開発指導課で納付書を受け取り、下表に掲げる手数料(現金)を名古屋市指定金融機関又は市会計管理者等へ納め、納付済証明書を開発指導課へ提出してください。

なお、手数料の算出では造成をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の範囲も含めます。

表 2-5 宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

(令和7年5月19日施行)

工事(盛土又は切土)をする土地の面積		盛土又は切土をする場合の手数料(円)
500㎡ 以内のもの		16,000
500㎡ を超え	1,000㎡ //	28,000
1,000㎡ //	2,000㎡ //	40,000
2,000㎡ //	3,000㎡ //	60,000
3,000㎡ //	5,000㎡ //	75,000
5,000㎡ //	10,000㎡ //	100,000
10,000㎡ //	20,000㎡ //	157,000
20,000㎡ //	40,000㎡ //	244,000
40,000㎡ //	70,000㎡ //	389,000
70,000㎡ //	100,000㎡ //	559,000
100,000㎡ を超えるもの		728,000

※許可申請手数料に消費税はかかりません。

【手数料の減免】

名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第6条(抜粋)

- 一 公共団体、公益財団法人その他これに類する者が申請するとき⇒全額免除
- 二 公益上の必要、災害その他特別の事由があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき⇒市長がそのつど定める額の免除

以上、手数料の減免を受けようとする者は、細則第21号様式による手数料減免申請書を、許可の申請の際にあわせて提出してください。

10. 工事内容の公表

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

解説

宅地造成等に関する工事で許可をしたものは、法令に基づき下記の事項をインターネットで公表します。なお、システムなどの都合上リアルタイムの情報ではありません。

【公表事項】

1. 工事主の氏名又は名称
2. 工事が施行される土地の所在地
3. 工事が施行される土地の位置図
4. 工事の許可年月日及び許可番号
5. 工事施行者の氏名又は名称
6. 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
7. 盛土若しくは切土の高さ
8. 盛土若しくは切土をする土地の面積
9. 盛土若しくは切土の土量

11. 他の法令との関連

(1) 建築基準法

盛土規制法により許可を受けなければならない場合の擁壁の設置については、建築基準法による工作物の確認申請は必要ありません。

(2) 都市計画法

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成及び特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法の開発許可を受けたときは、当該宅地造成及び特定盛土等に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなします。(以下「開発許可によるみなし許可」という。)

ただし、開発許可によるみなし許可は当初の開発許可に限り適用されるため、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります。また、盛土規制法に伴う都市計画法の改正等による主な影響は、以下のとおりです。

表 2-6 開発許可によるみなし許可の場合の適用規定

内容	盛土規制法	備考
住民への周知	—	
工事の許可（土地所有者等の同意等）	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	適用	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号より引用
許可証の交付又は不許可の通知	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	—	都市計画法の規定に従う
中間検査、定期報告	適用	
監督処分	適用	
標識の提示	適用	

(3) その他

以上のほかに他の法令との関連は定められていませんので次の点に十分注意してください。

ア 都市計画法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法等の法令により宅地造成又は特定盛土等をするを制限又は禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査してください。

イ 都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがありますのでそれぞれ別途に手続を行ってください。

ウ 建築物の敷地にする目的で宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けても、建築基準法による建築確認、道路の位置の指定が受けられないことがありますので、関係機関との打合せ等の後、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書を提出してください。

エ 令和 7 年 5 月 18 日以前の旧法により許可を受けた工事については、許可当時の手引き、技術指針によることを基本とします。また、変更許可申請書など旧法の各種様式はホームページ上には掲載していないため開発指導課担当までお問い合わせください。

Ⅲ 工事着手から完了までについて

1. 標識の掲示

【法】

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 略

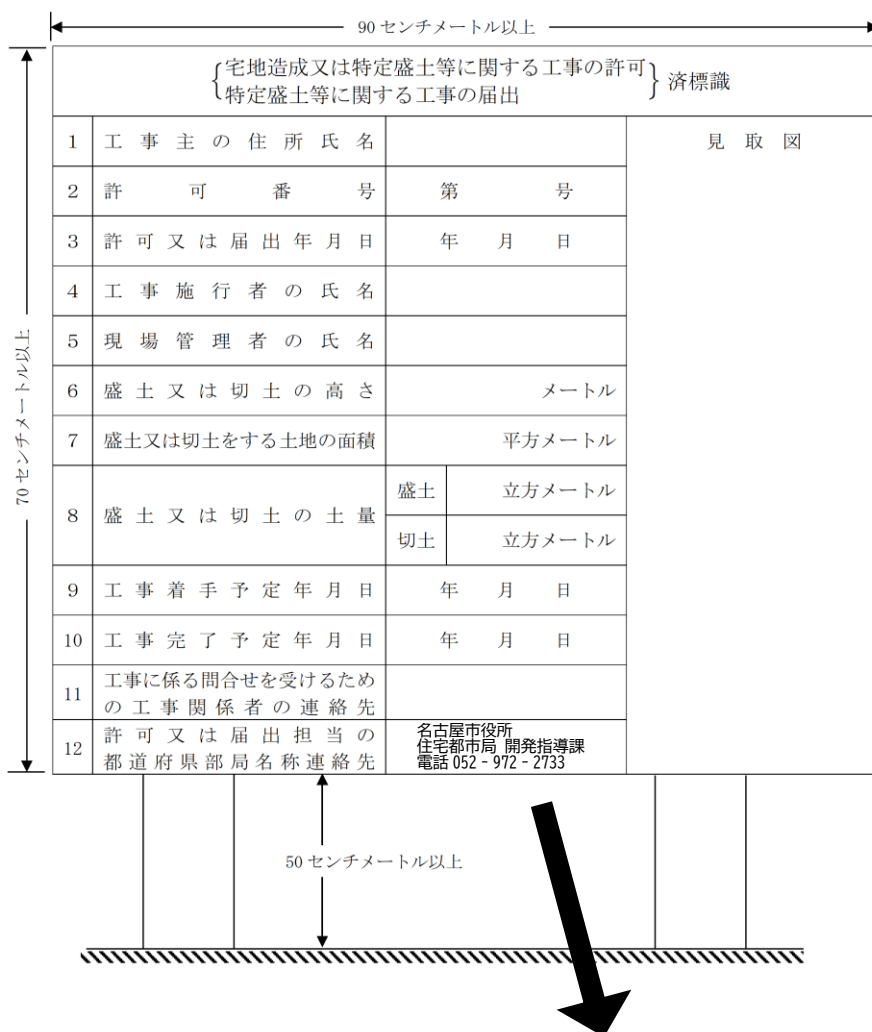
3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

解説

許可を受けた工事を行うときは、その工事の期間中、工事現場の見やすい箇所に次の標識に必要な事項を記入して掲示してください。

図 3-1 標識



(注意)

1. 白地に黒字書きしてください。
2. 見やすい場所へ掲示してください。
3. できるだけ脚をつけ立ててください。
4. 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人である場合の氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
5. 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。
6. 開発許可によるみなし許可となる場合にも、盛土規制法に基づく標識の設置は必要です。その際には 2 欄の許可番号は開発許可番号を記入してください。
7. 見取図は許可等による区域を把握できる図（許可申請時の土地の平面図でも可）

名古屋市役所
住宅都市局 開発指導課
電話 052 - 972 - 2733

2. 計画の変更

【法】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

解説

工事の計画、工事主又は工事施行者等を変更するときに必要な手続は、変更する事項又は内容に応じて次の表のとおりです。

表 3-1 変更する事項に応じた手続等

変更する事項又は内容		必要な手続等
工事の計画 (工事期間の 変更を除く。)	変更によって変更前の工事の計画と同一性のない計画となる場合	取止め届出書（細則第 18 号様式）、新たな許可申請書（省令様式第二）を提出してください。
	上記以外の工事の計画の変更	変更許可申請（変更許可）
工事期間	工事の着手、完了予定年月日	変更届出書の提出（軽微な変更）
工事主	工事主自体の変更（一般承継以外）	取止め届出書（細則第 18 号様式）、新たな許可申請書（省令様式第二）を提出してください。
	工事主自体の変更（一般承継）	変更届出書の提出（軽微な変更）
	氏名若しくは名称又は住所の変更	変更届出書の提出（軽微な変更）
設計者	設計者自体の変更	変更許可申請（変更許可）
工事施行者	工事施行者自体の変更	変更許可申請（変更許可）

※変更届出書の提出時には変更事項を反映させた最新の申請書を添付してください。

※一般承継とは、相続や法人の合併等により、法の許可等に基づく地位を承継することをいいます。

※工事主が法人の代表者などの場合で異動により代表者が変わった場合は、変更届出書とともに工事主確認書類（法人の登記事項証明書、代表者の住民票など）、工事主の資力及び信用に関する申告書、工事主の誓約書を再度提出してください。

《提出書類一覧》

提出書類一覧	
変更許可	・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令様式第七）P48 参照
軽微な変更	・ 宅地造成等に関する工事の変更届出書（細則第 8 号様式）

3. 変更許可申請手数料

変更許可申請の手数料は、表 3-2 の項目ごとに該当する金額を合計した額を納めてください。

表 3-2 変更許可申請手数料

項目	手数料（円）
ア 工事の設計の変更	変更前の盛土、切土をする土地の面積(当該面積を減少させる場合にあつては減少後の面積)に応じ表 2-5 に規定する額の 10 分の 1
イ 盛土又は切土をする土地の追加に関する設計の変更	追加される盛土、切土をする土地の面積に応じ表 2-5 に規定する額
ウ その他の変更	10,000 円

【参考】

事例 1 工事の設計の変更はあるが造成面積の増減がない、又は造成面積が減る場合
→アのみ

事例 2 工事の設計の変更があり、かつ造成面積が増え、その他の変更もある場合
→ア+イ+ウ

事例 3 土地を分筆、合筆したことによる当該土地の地番の変更のみの場合
→ウのみ

事例 4 設計者又は、工事施行者自体の変更のみの場合
→ウのみ

※工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更は省令第 38 条における軽微な変更に応じ変更届出書を提出（前頁参照）

4. 工事の中止等

【条例】

(許可工事等の取止め等)

第2条 工事主は、法第12条第1項の許可を受けた工事、法第15条第1項の協議が成立した工事及び法第16条第1項の許可を受けた工事(同条第3項において準用される法第15条第1項の工事を含む。)(以下これらを「許可工事等」という。)を中止し、取り止め、又は再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

解説

- (1) 中止とは、工事の再開を前提として一旦中止すること。
- (2) 再開とは、中止していた工事を再開すること。
- (3) 取り止めとは、許可を受けた後に当該工事を取り止めること。
 - 例1. 許可後に許可対象の造成計画がなくなった場合
 - 例2. 許可後に造成が許可不要なものに変更となった場合
 - 例3. 許可後に工事主の変更(一般承継以外)が生じた場合など
(新しい工事主による新規許可申請が必要)

【補足】

中止や取り止めを行う際には災害の発生を防止する措置を講じ、市担当職員の確認を受ける必要がありますので、事前に現地の写真を持参のうえご相談ください。

《提出書類一覧》

提出書類一覧

- ・中止、取止め、再開届出書(細則第18号様式)
- ・中止、取止め時には現地の状況がわかる図面及び写真を添付

5. 定期報告

【法】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

解説

工事が完了するまでの間は 3 か月ごとに、宅地造成又は特定盛土等（表 3-3 に示す規模のものに限る。）に関する工事については、定期報告書（第 2 号参考様式）に報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出してください。

表 3-3 中間検査・定期報告が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模

中間検査・定期報告が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模
① 盛土で高さが 2m を超える崖を生ずるもの
② 切土で高さが 5m を超える崖を生ずるもの
③ 盛土と切土とを同時に行い、高さが 5m を超える崖を生ずるもの
④ 盛土で高さが 5m を超えるもの（①及び③を除く。）
⑤ 造成面積が 3,000 m ² を超えるもの（①から④を除く。）

表 3-4 報告する内容

報告する内容
・工事が施行される土地の所在地
・工事の許可年月日及び許可番号
・前回の報告年月日（2 回目以降）
・報告時点における盛土又は切土の高さ
・報告時点における盛土又は切土の面積
・報告時点における盛土又は切土の土量
・報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況

【補足】

定期報告について、2 回目以降は前回報告から 3 か月以内に行う必要があります。

休止中の工事の他、着手前や準備工など現場が動いていない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告は必要です。

開発許可によるみなし許可は盛土規制法における定期報告が必要となります。

《提出書類一覧》

提出書類一覧
・定期報告書（第 2 号参考様式）、状況がわかる写真

6. 中間検査

【法】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

略

解説

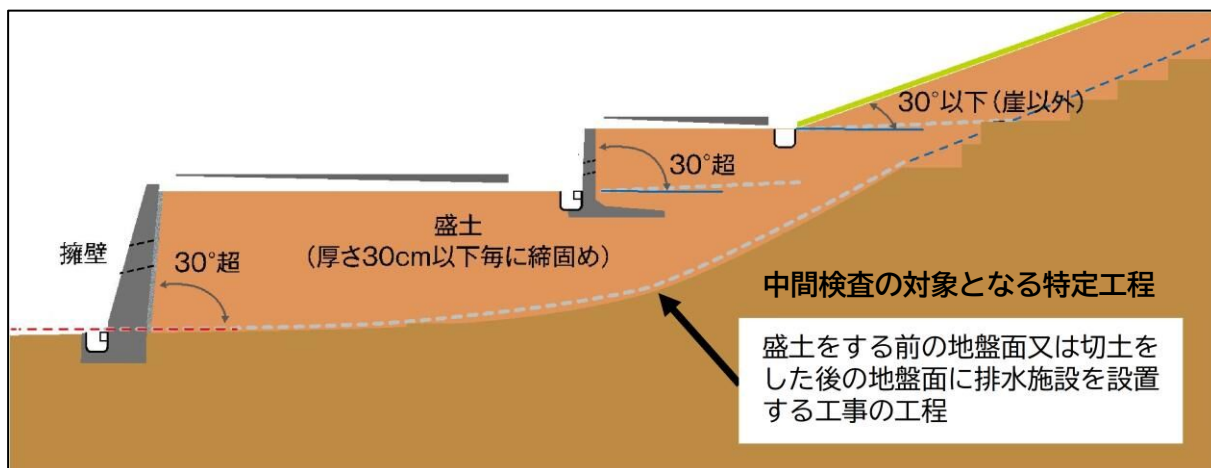
宅地造成又は特定盛土等（表 3-3 に示す規模のものに限る。）に関する工事で盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工程を特定工程といいます。特定工程に係る工事を終了したときは、その都度 4 日以内に中間検査申請書を提出し中間検査を受けてください。

特定工程後の工程に係る工事（排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ行うことはできません。

《提出書類一覧》

提出書類一覧
・ 中間検査申請書（省令様式第十三）、写真

図 3-2 特定工程



7. 段階確認

中間検査以外で工事の適正な施工を確認するために段階確認を受けてください。対象となる工種は以下(1)から(4)までを標準とします。なお確認方法など詳細を記した書面を許可証交付時にお渡しします。

- (1) 練積み造擁壁
 - ア 基礎掘さく完了時*
 - イ 前面 GL まで積上げ完了時
- (2) 鉄筋コンクリート擁壁
 - ア 基礎掘さく完了時*
 - イ 基礎・たて壁の配筋完了時
- (3) 無筋コンクリート擁壁
 - ア 基礎掘さく完了時*
- (4) 傾斜地盤上(1:4(15度程度)以上)の盛土
 - ア 段切り完了時

※基礎掘さく完了時の確認は、基礎碎石・栗石等の施工前に受けてください。
(地盤改良を行う場合は原則、地盤改良後)

解説

上記の工程に係る工事を終えたときは、段階確認を受けてください。

また、上記の確認項目は標準として示すものであり、追加や変更を指示することがあります。

段階確認を受けるには、市担当職員に連絡し、検査日時を調整してください。混み具合により御希望に沿えない場合があります。

【補足】

段階確認は法第13条により、技術的基準を満たしているかを確認するために行なっているものです。

段階確認を受検しない場合、検査済証が交付できないおそれがあります。

《提出書類一覧》

提出書類一覧

- ・許可証交付時にお渡しする詳細を記した書面を参照してください。

8. 完了検査

【法】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 略

【省令】

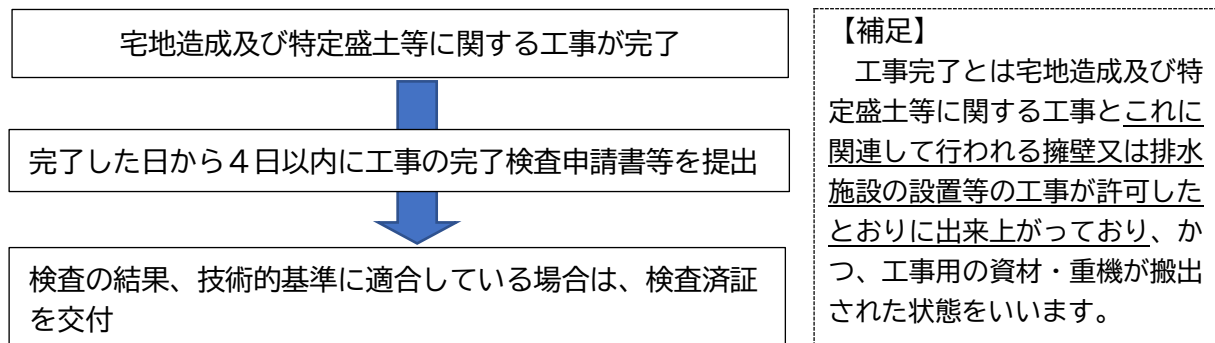
(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説



《提出書類一覧》

提出書類一覧
・完了検査申請書（省令様式第九） 添付資料 ・工事の施工状況や出来形がわかる写真（詳細は許可時にお渡します。）

【その他】

長期間にわたる団地工事の場合などは造成工事が工区単位で完成し、諸条件を満たすときは、その一部について完了検査を受けることができます。一部完了検査を受けるときは、一部完了検査申請書（細則第19号様式）を提出してください。

9. 工事の届出

【法】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端(当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離によるものとする。

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

次の(1)(2)(3)に該当する場合には届出が必要です。

- (1) 名古屋市では、盛土規制法の運用開始に伴い、令和7年5月19日(月)より市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定されますが、運用が開始される前に着手された盛土規制法の許可対象となる規模の盛土等については、運用開始日から21日以内(6月9日までに)に工事の届出書の提出が必要となります。ただし、旧法の規制区域において令和7年5月19日(月)よりも前に旧法の許可又は都市計画法の開発許可を受けた工事については、届出は不要です。

届出後には、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地などを公表します。

《届出書類一覧》

届出書類一覧
<ul style="list-style-type: none">・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（省令様式第十五）・現地の状況がわかる写真 次の①～⑤に示す規模以上の場合は以下の資料も添付が必要
<ul style="list-style-type: none">① 盛土で高さが 2m を超える崖を生ずるもの② 切土で高さが 5m を超える崖を生ずるもの③ 盛土と切土とを同時に行い、高さが 5m を超える崖を生ずるもの④ 盛土で高さが 5m を超えるもの（①及び③を除く。）⑤ 造成面積が 3,000 m²を超えるもの（①から④を除く。）
添付資料
<ul style="list-style-type: none">・位置図・地形図（現況図）・土地の平面図（計画平面図）・土地の断面図

(2) 規制区域内において次の工事を施行する時は、着工する日の 14 日前までに市長に届け出なければなりません。

- ア 高さが 2メートルを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却
- イ 雨水その他の地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部の除却
- ウ 地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却

《届出書類一覧》

届出書類一覧
<ul style="list-style-type: none">・擁壁等に関する工事の届出書（省令様式第十七）・現地の状況がわかる写真
添付資料
<ul style="list-style-type: none">・位置図・地形図（現況図）・土地の平面図（計画平面図）・土地の断面図・排水施設の平面図

- (3) 規制区域内において公共施設用地を宅地又は農地等に転用したときは、転用した日から14日以内に市長に届け出なければなりません。

《届出書類一覧》

届出書類一覧	
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設用地の転用の届出書（省令様式第十八） 	
添付資料	
<ul style="list-style-type: none"> 位置図 	

表 3-5 届出書に添付する図面の書き方

図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図	1/2, 500 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図 (現況図)	1/100 以上	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする事。
土地の平面図 (計画平面図)	1/100 以上	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
土地の断面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、現況地形線（細く）、計画線（太く）及び現況地盤高と計画地盤高 法又は擁壁その他の構造物の種類、全高、見かけ高さ、天端高、及び根入れ寸法（許可を要する擁壁は赤色に着色） 盛土、切土をする土地の部分の着色（盛土は薄い赤色、切土は黄色） 	
排水施設の平面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、届出範囲の境界（赤線で囲む。） 排水施設の位置（青色で着色）、種類、形状、内法寸法、勾配、延長及び流水方向 放流先の名称 集水系統ブロック記号、集水方向 土地の地表面（コンクリート打ち・碎石敷・As舗装、芝張等） 	

【補足】

各種届出書及び添付資料の提出は1部です。

10. 土地の保全義務

【法】

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。)に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

1. 許可申請書記入例

IV 参考資料

様式第二

記入例

記入方法

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^① 第12条第1項 _{第30条第1項} の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		
〇〇年 〇〇月 〇〇日 名古屋市長		フリガナ 株式会社〇〇		
申請者 氏名 代表取締役		フリガナ 〇〇 〇〇		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	名古屋市〇〇区〇町〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 (名古屋市〇〇区〇町〇番〇号 代表取締役〇〇 〇〇)	③		
2 設計者住所氏名	名古屋市〇〇区〇町〇番〇号 株式会社〇〇設計 〇〇 〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇	④		
3 工事施行者住所氏名	名古屋市〇〇区〇町〇番〇号 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇	⑤		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	名古屋市〇〇区〇町〇番、〇番2 (緯度: 〇〇度〇〇分〇〇.〇秒、経度: 〇〇度〇〇分〇〇.〇秒)	⑥		
5 土地の面積	527.99 平方メートル	⑦		
6 工事着手前の土地利用状況	宅地	⑧		
7 工事完了後の土地利用	宅地	⑧		
8 盛土のタイプ	平地盛土 <u>腹付け盛土</u> ・ 谷埋め盛土	⑨		
9 土地の地形	溪流等への該当 <u>有</u> (無)	⑩		
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	1.85 メートル ⑪		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	200.50 平方メートル ⑫		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	151.50 立方メートル	⑬
		切土	5.00 立方メートル	
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ
				メートル
1		名古屋市型L-2.5 打増0.10m	2.00~2.40	15.00
	2	間知石積II70-3 (切土用) 天端カット0.20m	2.00~2.90	10.00 ⑭
	3	鉄筋コンクリート造 計算擁壁L-3.0	2.50~3.00	15.00

① 第12条第1項又は第30条第1項
該当しない規定を消してください。

② 申請者
・基本、工事主が申請者となります。フリガナを併記してください。(工事主とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者となります。) 工事主が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
・申請者と工事主が異なる場合、工事主からの委任状を添付してください。

③ 工事主住所氏名
・工事主が法人である場合は、工事主の住所氏名のほか、法人役員(会社法その他の法人の根拠法において規定する役員のうち、業務を執行する権限を有する代表の者)の住所氏名を記入してください。
・住所は、県名(政令指定都市を除く)から記入し、丁目及び番地等を省略しないでください。
例 〇名古屋市三区三の丸三丁目1番1号 ×名古屋市三区三の丸3-1-1

④ 設計者住所氏名
・申請内容に、以下の「資格を有する者の設計によらなければならない工事」を含むときは、氏名の横に〇印を付してください。
・住所は、県名(政令指定都市を除く)から記入し、丁目及び番地等を省略しないでください。

⑤ 工事施行者住所氏名
・工事施行者が申請時点で確定せず未定とする場合は「未定」と記入してください。工事施行者が確定した場合、工事着手までに工事施行者の能力を証する書類を添えて届出てください。(第5号参考様式)
・住所は、県名(政令指定都市を除く)から記入し、丁目及び番地等を省略しないでください。

⑥ 土地の所在及び地番
・所在地及び地番については、「5 土地の面積」に記載する土地の地番を全て記載してください。(記入欄に書ききれない場合は、「外×筆」とし、別紙により記載いただいて構いません。)
・緯度経度については、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って、小数点以下第1位まで記入してください。なお、緯度・経度は国土交通省地理院地図(<https://maps.gsi.go.jp/>)からも調べることができます。画面の下部にある矢印を何度かクリックしてください。(例: 名古屋市役所本庁舎 緯度 35 度 10 分 53.0 秒、経度 136 度 54 分 23.9 秒)

⑦ 土地の面積
・工事をする土地及び工事に関連する土地(工事に関連して一体的に利用する土地)の面積を記入してください。小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで記入してください。
・造成協力地がある場合は、括弧書きで申請地と分けて記入してください。

⑧ 工事着手前の土地利用状況・工事完了後の土地利用
下表を参考に土地の種別を記入してください。

土地の種別	定義
宅地	農地、森林及び公共施設用地以外の土地
農地	農地法、森林法による農地、森林を指す。
森林	※不動産登記法の地目ではありません。
公共施設用地	道路、公園、河川等、公共の用に供する施設の用に供されている土地

⑨ 盛土のタイプ
該当する盛土のタイプに〇印を付してください。
※複数の盛土のタイプに該当する場合には、全て選択してください。
※切土のみの場合には記載不要です。タイプの定義は下記のとおりとなります。
(1) 平地盛土: 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
(2) 腹付け盛土: 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
(3) 谷埋め盛土: 谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑩ 土地の地形
溪流等への該当の有無に〇印を付してください。

10 工 事 の 概 要	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
		該当なし			⑮	
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				センチ メートル	メートル (箇所)	
		1	U型側溝	30×30	15.5	
		2	雨水樹	φ30	7 (箇所) ⑯	
		3	管渠(VP)	φ10	12.0	
	ト 崖面の保護の方法	鉄筋コンクリート造の擁壁で保護				⑰
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	種子吹付				⑱
リ 工事中の危害防止のための措置	仮設土留：鋼矢板の設置、保安施設：防護柵の設置				⑲	
ヌ その他の措置	なし				⑳	
ル 工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				㉑	
ヲ 工事完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日					
ワ 工程の概要	工事中の防災工、土工、擁壁工、建築工、排水工の順で施工				㉒	
11 その他必要な事項	風致許可申請中				㉓	
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件		※許可番号欄		
年 月 日				年 月 日		
第 号				第 号		
係員氏名				係員氏名		
[注意] 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に〇印を付してください。 5 3欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに〇印を付してください（複数選択可）。 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに〇印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。						

⑪盛土又は切土の高さ

盛土又は切土の最大の箇所の高さを記入してください。最大高さは、造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。小数点以下第3位を切り上げて小数点以下第2位まで記入してください。

⑫盛土又は切土をする土地の面積

盛土又は切土をする全ての土地の面積の合計を記入してください。（面積は盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル以下となる箇所も含みます。）小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで記入してください。造成協力地がある場合は合計し記入してください。（⑩、⑬も同様）

⑬盛土又は切土の土量

盛土又は切土をする土量の合計を記入してください。（土量は盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル以下となる箇所も含みます。）小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで記入してください。

⑭擁壁

- ・擁壁のタイプごとに付番し、構造、見かけ高さ、延長を記入してください。番号は土地の平面図（造成計画平面図）等でも確認できるよう整合してください。高さは小数点以下第3位を切り上げて、小数点以下第2位まで記入してください。
- ・擁壁を打増や天端カットする場合にはその寸法を記入してください。
- ・延長は小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで記入してください。
- ・擁壁のタイプ数が多い場合は別紙を作成し「別紙のとおり」と記入してください。

⑮崖面崩壊防止施設

崖面崩壊防止施設は、住宅建築物を建築する宅地擁壁の代替施設としては利用できません。

⑯排水施設

- ・排水施設（樹、管渠等）ごとに付番してください。番号は排水計画平面図に記入してください。延長は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。
- ・排水施設が多い場合は別紙を作成してください。その際は表に「別紙のとおり」と記入してください。
- ・一次造成時の素掘り樹や素掘り側溝等の仮排水施設はここには記入しないでください。

⑰崖面の保護方法

30度を超える崖面の保護方法を記入してください。

⑱崖面以外の地表面の保護の方法

30度以下の地表面の保護の方法を記入してください。（例>芝張、種子吹付 等）

⑲工事中の危害防止のための措置

工事現場に応じた災害防止措置を記入してください。
夜間や休工期、工事の一時中止の状態でも対策は必要です。（例>土留矢板、沈砂池、防災調整池、仮排水路、崖面シート被覆、防護柵）

⑳その他の措置

他の欄に記載しているものの他、特筆すべき措置を実施する場合は記載してください。

㉑工事着手予定年月日・工事完了予定年月日

着手予定日は許可日からとせず、現時点での予定日を和暦で記入してください。完了予定年月日も許可後〇カ月とせず現時点での予定日を和暦で記入してください。

ただし着手、完了予定日が大幅に（2週間を超えて）変わる場合は工事の変更届出書が必要となります。

㉒工程の概要

宅地造成工事の完了前に建物を建築する場合には、工程に建築工を含めて記入してください。

㉓その他必要な事項

他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の名称、手続き状況を記入してください。（例>風致地区内行為許可申請、砂防指定地区内行為許可申請、土地区画整理76条申請等）

2. 変更許可申請書記入例

様式第七

記入例

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^① { 第16条第1項 } { 第35条第1項 } の規定により、変更の許可を申請します。 ○○年 ○○月 ○○日 名古屋市長 株式会社○○ 申請者 氏名 代表取締役 ○○ ○○		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	名古屋市○○区○町○番○号 株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○ TEL:○○○-○○○ (名古屋市○○区○町○番○号 代表取締役○○ ○○)		
2	設計者住所氏名	名古屋市○○区○町○番○号 株式会社○○設計 ○○ ○○ TEL:○○○-○○○		
3	工事施行者住所氏名	(変更前) 名古屋市○○区○町○番○号 株式会社○○建設 代表取締役 ○○ ○○ TEL:○○○-○○○ (変更後) 名古屋市○○区○町○番○号 株式会社○○建設 代表取締役 ○○ ○○ TEL:○○○-○○○		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	名古屋市○○区○町○番、○番2 (緯度:○○度○○分○○.○秒、経度:○○度○○分○○.○秒)		
5	土地の面積	527.99 平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況	宅地		
7	工事完了後の土地利用	宅地		
8	盛土のタイプ	平地盛土 <u>腹付け盛土</u> 、谷埋め盛土		
9	土地の地形	渓流等への該当 有 <u>(無)</u>		
10	イ 盛土又は切土の高さ	(変更前) 1.85 メートル (変更後) 2.50 メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	(変更前) 200.50 平方メートル (変更後) 350.80 平方メートル		
工 事	盛土	(変更前) 151.50 立方メートル (変更後) 220.85 立方メートル		
	切土	(変更前) 5.00 立方メートル (変更後) 20.50 立方メートル		
の 概 要	番号	構造	高さ	延長
			メートル	メートル
	(変更前) 1 (変更後) 1	名古屋市型L-2.5 打増 0.10m 名古屋市型L-3.0 打増 無し	2.00~2.40 2.70~3.00	15.00 20.00
	2	間知石積II70-3 天端カット0.20m	2.00~2.90	10.00
	3	鉄筋コンクリート計算擁壁L-3.0	2.50~3.00	15.00

ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
該当なし					
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
		1	U型側溝	30×30	15.5
		2	雨水樹	φ30	7 (箇所)
	3	管渠(VP)	φ10	12.0	
ト	崖面の保護の方法	鉄筋コンクリート造の擁壁で保護			
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	(変更前) 種子吹付 (変更後) 芝張			
リ	工事中の危害防止のための措置	仮設土留:鋼矢板の設置、保安施設:防護柵の設置			
ヌ	その他の措置	なし			
ル	工事着手予定年月日	令和○○年○○月○○日			
ヲ	工事完了予定年月日	(変更前) 令和○○年○○月○○日 (変更後) 令和○○年○○月○○日			
ワ	工程の概要	工事中の防災工、土工、擁壁工、建築工、排水工の順で施工			
11	その他必要な事項	風致許可申請中			
12	変更の理由	・工事施行者の変更 ・計画地盤高を高くすることにより、各種土量の変更及び義務擁壁のタイプ変更 ・計画変更により工事に遅延が生じているため工事完了予定年月日の変更			
13	許可番号	令和○年○月○日 ○指令住開指 第1-○○号			
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件	
※受付欄		※決裁欄		※許可番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

記入方法

① 第16条第1項又は第35条第1項
該当しない規定を消してください。

② 変更する事項

- ・変更となる箇所は、変更前・変更後と対比して記入してください。
- ・変更後の事項は赤字で記入してください。
- ・変更のない項目は「変更なし」とせず、従前のまま記載してください。
- ・工事計画の変更と合わせて工事完了予定日の変更を行う場合は、同様に変更前・変更後を記入してください。
- ・その他の記入方法については、P46、47の記入例を参照してください。

3. 工事主の資力及び信用に関する報告書記入例

第15号様式

記入例

工事主の資力及び信用に関する申告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 名古屋市長

住所 名古屋市〇〇区〇町〇番〇号

工事主

氏名 〇〇 〇〇

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

12 その他申告事項	無し	
---------------	----	--

記入方法

項目1~12 全体

- ・工事主が個人である場合は、2欄、5欄、8欄及び12欄のみ記入してください。

項目2 法令による登録

- ・当該事業の関連法令による登録がある場合、その登録名称及び免許証番号等を記載してください。
- ・登録がない場合は「無し」と記載してください。

項目5 主な取引銀行

- ・日常的に取引のある主要な銀行や信用金庫等を記載してください。

項目8 納税額

- ・前年度及び前前年度の納税額を記入してください。
- ・納税が必要となる種類ごとに納税額を記載してください。
- ・納税が不要な種類の欄には0円と記載してください。

事例1 工事主が個人の方で所得税の納付が勤め先による源泉徴取のみの方は、源泉徴収額を記載

事例2 工事主が個人の方で所得税が確定申告による納付のみの方は、納付額（納税証明書（その1）の額）を記載

事例3 工事主が個人の方で所得税が勤め先による源泉徴取に加えて確定申告による納付をされた方は、源泉徴収された額と確定申告にて納付した額を併記

補足

- ・法人、個人に関わらず法人税又は所得税の納税証明書（その1）は確定申告による未納が無いことを確認するため、全ての申請で提出が必要となります。
- ・所得税の納税証明書（その1）以外の源泉徴収票やその他税の証明書の提出は不要です。

項目12 その他申告事項

- ・各申告事項での補足事項や別途申告事項がある場合、その内容を記載してください。
- ・申告事項が無い場合は「無し」と記載してください。

1 本社の所在地・名称・代表者氏名	電話 ()					
2 法令による登録 〔建設業法 宅地建物取引業法等〕	無し	3 資 本 額	千円			
		4 払込資本額	千円			
		5 主な取引銀行	〇〇銀行			
6 名古屋市内の支店、営業所等の所在地・名称・代表者氏名						
7 創業後の沿革	創立年月日 年 月 日					
8 納 税 額	種 類 年 度	法人税又は 所 得 税	事 業 税	市町村民税	固定資産税	合 計
	令和6年度	源泉徴収 120,000円	0円	210,000円	100,000円	430,000円
	令和7年度	源泉徴収 120,000円 確定申告 50,000円	0円	210,000円	100,000円	480,000円

4. 資金計画書記入例

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	〇〇〇, 〇〇〇
	借入金	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇	(〇〇, 〇〇〇)
	処分収入	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇	(〇〇, 〇〇〇)
	補助負担金	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇	(〇〇, 〇〇〇)
	〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	計	〇〇〇, 〇〇〇
	支 出	用地費
工事費		〇〇〇, 〇〇〇
整地工事費		(〇〇, 〇〇〇)
道路工事費		(〇〇, 〇〇〇)
排水施設工事費		(〇〇, 〇〇〇)
防災施設工事費		(〇〇, 〇〇〇)
〇〇〇		(〇〇, 〇〇〇)
附帯工事費		〇〇〇
事務費		〇〇〇
借入金利息		〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	
計	〇〇〇, 〇〇〇	

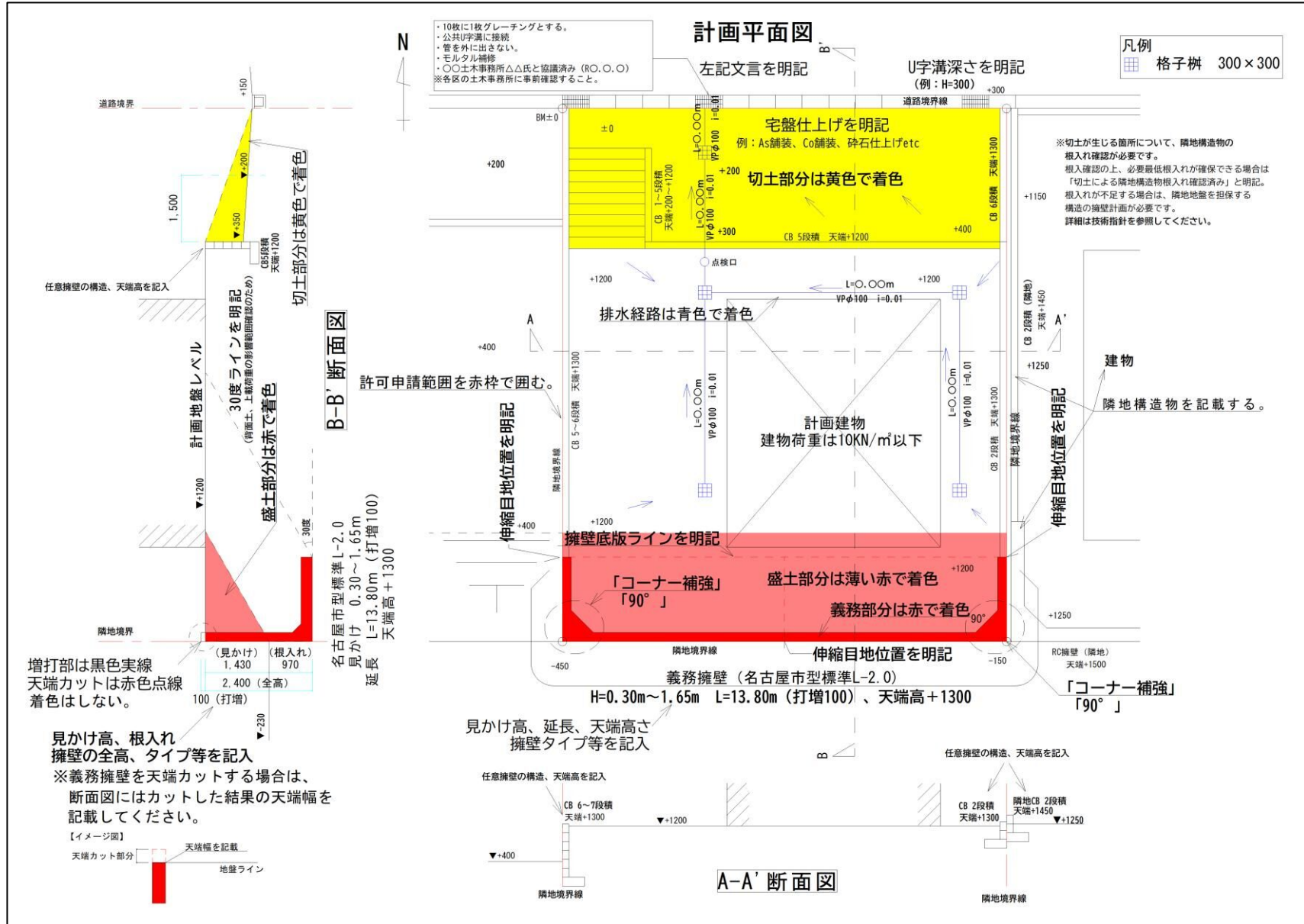
2 年度別資金計画書

(単位 千円)

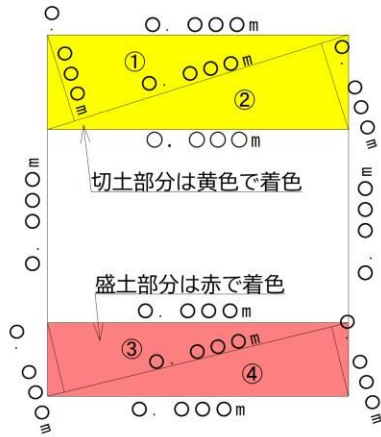
科目		年度	令和〇 年度	令和〇 年度	計
支 出	事業費		〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	用地費		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	工事費		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	附帯工事費		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	事務費		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	借入金利息		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	借入償還金		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	計		〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
収 入	自己資金		〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	借入金		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	処分収入		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	補助負担金		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
計		〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	
借入金の借入先			〇〇銀行	〇〇銀行	

5. 図面記載例 以下に許可申請書に添付する図面の見本を示します。

【計画平面図・断面図】



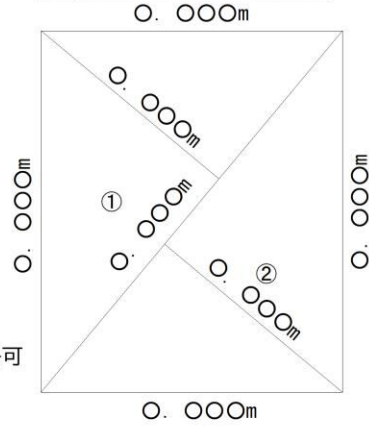
求積図（造成）



- (切土)
- ① 三斜計算式等
 - ② 三斜計算式等
- 計 〇〇.〇〇㎡
- (盛土)
- ③ 三斜計算式等
 - ④ 三斜計算式等
- 計 〇〇.〇〇㎡

※盛土量、切土量の計算式も併記する。
 ※CAD求積の場合、その旨表記すれば省略可

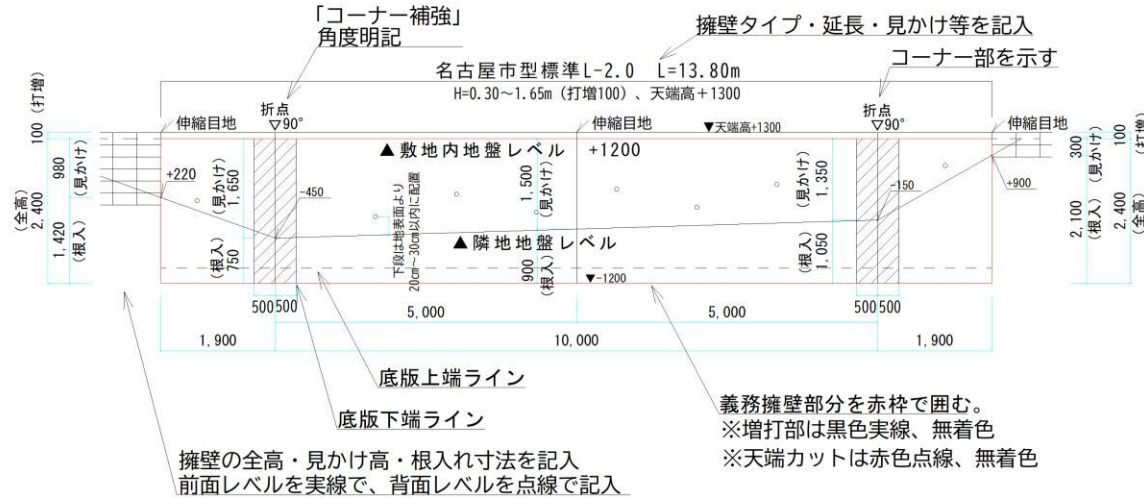
求積図（施行地区）



- ① 三斜計算式等
 - ② 三斜計算式等
- 計 〇〇.〇〇㎡

※土地区画整理組合内で、
 仮換地証明書（写）等を添付することで確認可能
 ※CAD求積の場合、その旨表記すれば省略可

擁壁展開図



※水抜穴は、内径75mm以上で
 3㎡に1箇所以上設置
 (原則として下方に千鳥配置とする。)

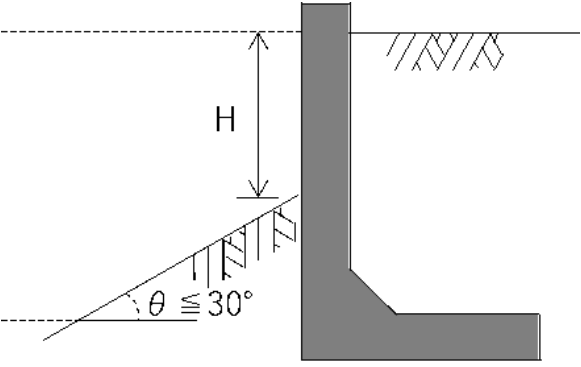
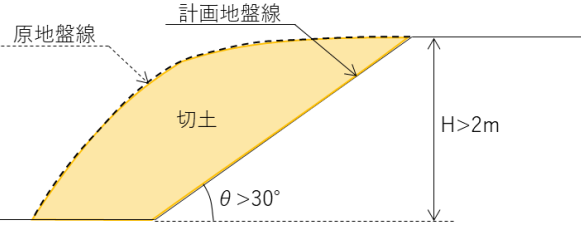
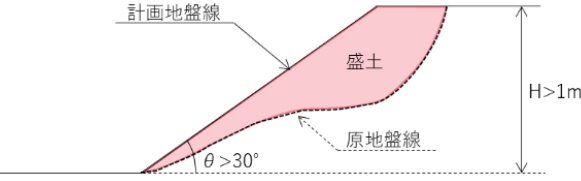
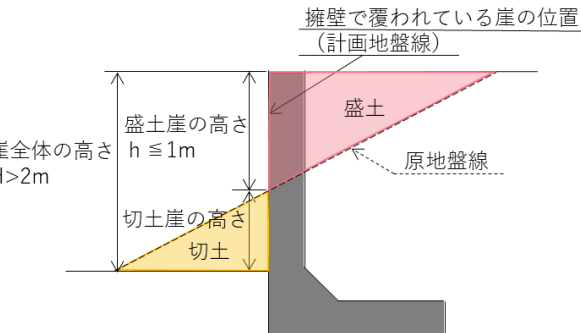
※水抜穴は目地及びコーナーごとに
 算定し、計算経緯を記入すること。

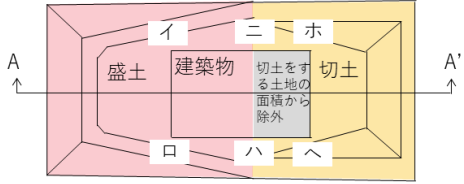
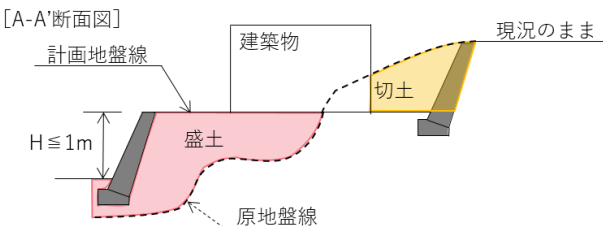
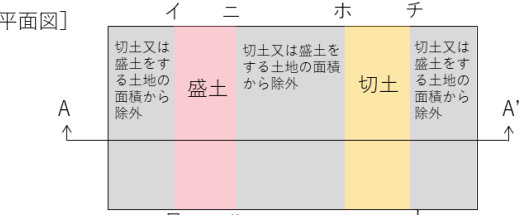
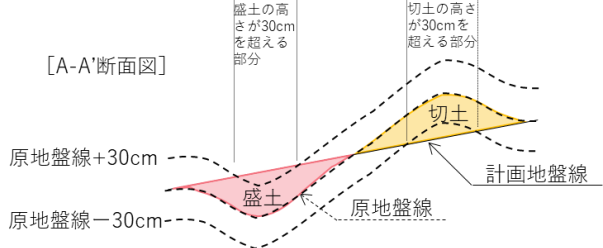
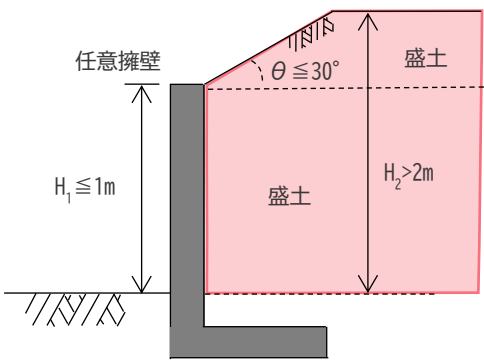
(計算例)

1. 西側折れ点部→水抜き穴1箇所以上
 $\{(0.98m+1.65m) \times 1.9m \div 2\} \div 3m^2 = 0.83\dots$
2. 南側→水抜き穴5箇所以上
 $\{(1.65m+1.35m) \times 10.0m \div 2\} \div 3m^2 = 5$
3. 東側折れ点部→水抜き穴1箇所以上
 $\{(1.35m+0.30m) \times 1.9m \div 2\} \div 3m^2 = 0.52\dots$

6. 許可の要否事例

表 4-1 許可の要否事例

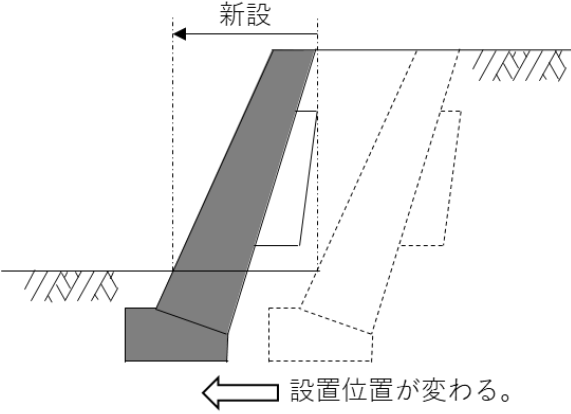
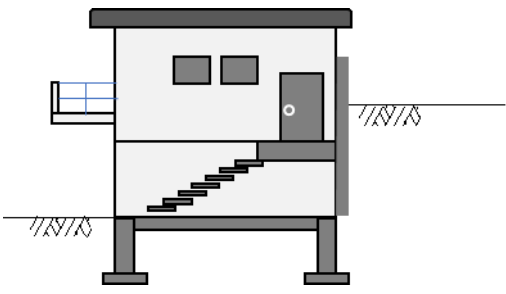
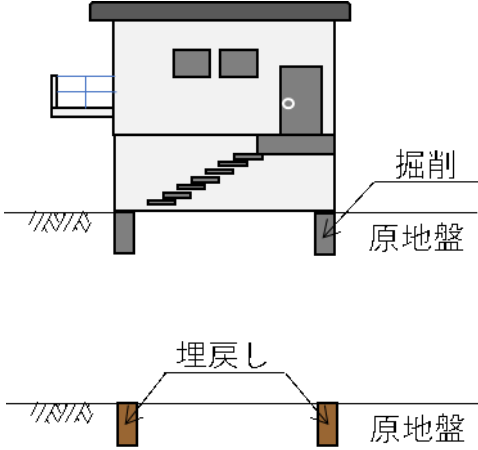
	事 例	許可の判断
事例 1	<p>法面（崖でない）に盛土、切土の工事で崖が生ずる場合</p> 	<p>擁壁前面の高低差 H にて、許可申請が必要となるかを判断する。 H が盛土に対して 1m 超、切土に対して 2m 超の崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可が必要</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【補足】 根入れは擁壁前面の直近ではなく、擁壁前面から 1.5m かつ 0.4H 先の低い箇所から</p> </div>
事例 2	<p>切土の工事で崖が生ずる場合</p> 	<p>2m を超える切土の崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可が必要</p>
事例 3	<p>盛土の工事で崖が生ずる場合</p> 	<p>1m を超える盛土の崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可が必要</p>
事例 4	<p>法面を擁壁で覆われた崖にする場合</p> 	<p>盛土の崖の高さは 1m 以下であるが、盛土と切土を合わせると 2m を超える崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可が必要</p>

	事 例	許可の判断
事例 5	<p>建築物の根切工事、盛土又は切土の工事</p> <p>[平面図]</p>  <p>[A-A'断面図]</p> 	<p>盛土の崖の高さは 1m 以下であるが、盛土又は切土をする土地の面積が 500m² を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <p>建築物外周に接する盛土と建築物下部の盛土(イロハニ)についても、盛土をする土地の面積に含む。</p> <p>建築物の基礎構築のための根切り工事の部分(ニハヘホ)は、切土をする土地の面積から除いてもよい。</p>
事例 6	<p>事例 2、3、4 に該当しない盛土又は切土の工事</p> <p>[平面図]</p>  <p>[A-A'断面図]</p> 	<p>原地盤線から 30 cm 以内の高さの盛土又は切土については、軽微な行為として、「盛土又は切土をする土地の面積」から除外してもよい。「盛土又は切土をする土地の面積」は(イロハニ)及び(ホヘトチ)の面積の合計となり、この面積が 500m² を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>
事例 7	<p>盛土で高さが 2m 超える場合</p> 	<p>見かけ高さ (H₁) が 1m 以下の任意擁壁で、背面を 30 度以下で盛土をし盛土の高さ (H₂) が 2m を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説】</p> <p>盛土規制法により新たに追加された許可要件で、1m 以下の崖としては許可が不要ですが、盛土で高さ 2m 超えの許可要件に該当します。</p> </div>

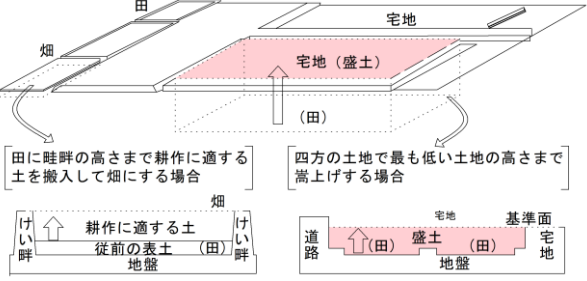
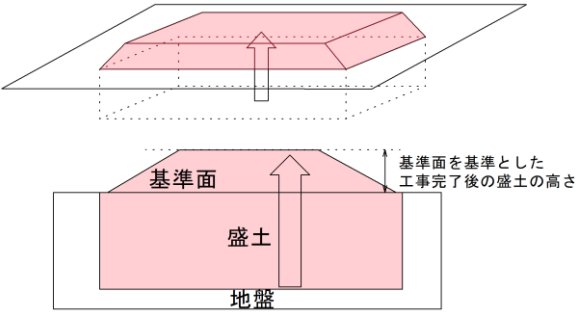
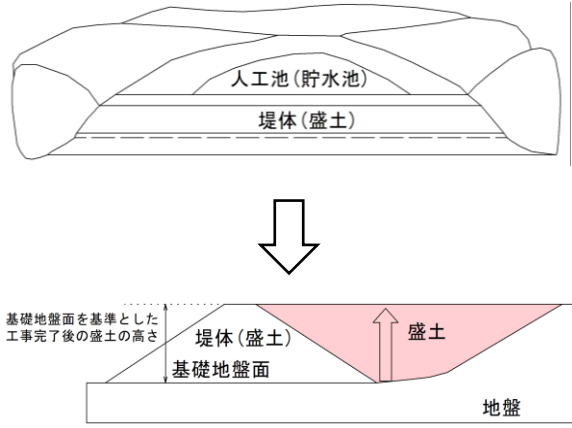
事 例		許可の判断
事例 8	<p>側溝がある場合</p>	<p>側溝がある場合、側溝天端から（蓋は含めない）の見かけ高さHが盛土で1mを超える崖が生じるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【補足】 現地盤が過去、旧法又は盛土規制法による規制後に行われた盛土であれば既存の高低差を見かけ高さHに含め、また造成された時期や盛土か地山か不明な場合も見かけ高さを含めることを原則とします。</p>
事例 9	<p>建築物で土を留める場合</p>	<p>盛土で1m又は切土で2mを超える崖が生じるが、建築物（基礎を含む）で土を留めるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可は不要</u></p>
事例 10	<p>間知ブロック積擁壁を鉄筋コンクリート擁壁に造り替える場合</p>	<p>盛土の崖の高さが1mを超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

事 例		許可の判断
事例 11	<p>間知ブロック積擁壁を鉄筋コンクリート擁壁に造り替える場合</p>	<p>切土の崖の高さが 2m を超えるもの ↓ 許可が必要</p>
事例 12	<p>既存擁壁の補強のため築造する場合</p>	<p>既存の擁壁を残し、その前面に擁壁を張り合わせるもの ↓ 許可は不要</p> <p>※なお、擁壁の高さが 2m を超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続が必要</p>
事例 13	<p>擁壁の構造を変えずに造り替える場合</p>	<p>既存の擁壁の造り替えて、擁壁の高さ、位置及び地盤面の形状や見かけ高さが同じもの ↓ 許可は不要</p> <p>※なお、擁壁の高さが 2m を超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続が必要</p> <p>【補足】 過去に許可を受けた義務擁壁の位置や構造等を変えずに造り替えるだけの場合、新たに造成を行うものではないため、許可は不要</p>

	事 例	許可の判断
事例 14	<p>既存の義務擁壁上部の地盤面を変更する場合</p>	<p>既存の義務擁壁で擁壁上部の地盤面が変更され、土圧が変わることにより構造が変更するもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <p>※上部の斜面まで考慮に入れた構造とする必要があります。技術指針 P53 「上部に斜面がある場合の擁壁の構造」参照</p>
事例 15	<p>既設擁壁を造り替えるにあたり、擁壁の高さ、位置は変えないが、擁壁下部の地盤面を変更する場合</p>	<p>政令第 3 条に規定する土地の形質の変更を生じているものとして取り扱う（左図では切土 2m 超となる。）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <p>【補足】 現地盤が過去、旧法又は盛土規制法による規制後に行われた造成によるものであれば見かけ高さを含め、また、造成された時期が不明な場合も見かけ高さを含めることを原則とします。 例 現地盤が盛土による崖 →盛切 2m 超えとなり許可が必要</p>
事例 16	<p>既存の義務擁壁を造り替えるにあたり、擁壁の構造を変更する場合</p>	<p>政令第 3 条に規定する土地の形質の変更を生じているものとして取り扱う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <p>【補足】 過去に許可を受けた、義務擁壁の構造の変更を伴う造り替えは、造成の有無に関わらず許可が必要</p>

事 例		許可の判断
事例 17	<p>既存の義務擁壁を造り替えるにあたり、擁壁の位置を変更する場合</p> 	<p>政令第 3 条に規定する土地の形質の変更を生じているものとして取り扱う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【補足】 過去に許可を受けた、義務擁壁の位置の変更を伴う造り替えは、造成の有無に関わらず許可が必要</p> </div>
事例 18	<p>建物の一部が擁壁を兼ねる場合</p> 	<p>政令第 3 条に規定する土地の形質の変更を生じていないものとして取り扱う（盛土規制法の規制対象外）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可は不要</u></p>
事例 19	<p>建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し (埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまで)</p> 	<p>政令第 3 条に規定する土地の形質の変更を生じていないものとして取り扱う（盛土規制法の規制対象外）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可は不要</u></p> <p>※埋戻しは埋め戻す周囲の地盤高さを超えるものは盛土として取り扱う</p>

	事 例	許可の判断
事例 20	<p>機械式駐車場</p> <p>(底盤と一体となった土留め壁は、擁壁と扱わない。)</p> <p>例：吊上方式で設置面がピット底面にある場合</p>	<p>底盤と一体となった土留め壁は、擁壁として取り扱わない</p> <p>↓</p> <p>許可は不要</p> <p>参考：名古屋市建築基準関係法令集(2023年度)</p>
事例 21	<p>機械式駐車場</p> <p>(基礎を兼ねる土留め壁は、擁壁と扱わない。)</p> <p>例：吊上方式で設置面が基礎にある場合</p>	<p>基礎を兼ねる土留め壁は、擁壁として取り扱わない</p> <p>↓</p> <p>許可は不要</p> <p>参考：名古屋市建築基準関係法令集(2023年度)</p>
事例 22	<p>機械式駐車場</p> <p>※地上部とピット部の出入り口を共用する。</p> <p>例：地上部とピット部で構造柱が異なる場合</p>	<p>基礎を兼ねる土留め壁は、擁壁として取り扱わない</p> <p>↓</p> <p>許可は不要</p> <p>参考：名古屋市建築基準関係法令集(2023年度)</p>

	事 例	許可の判断
事例 23	<p>窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合</p> 	<p>窪地を四方の土地で最も低い地点の水平面を基準面とし、基準面を超える盛土の高さや面積等が許可要件に該当しないもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可は不要</p>
事例 24	<p>窪地を四方の土地より高く盛土をする場合</p> 	<p>窪地を四方の土地で最も低い地点の水平面を基準面とし、基準面を超える盛土の高さや面積等が許可要件に該当しないもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可は不要</p>
事例 25	<p>盛土による堤体を有する人工池を埋める場合</p> 	<p>埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が許可要件に該当するもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">許可が必要</p>

事 例	許可の判断
<p>農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為</p> <p>① けい畔の高さまで嵩上げする場合や、窪地を周囲の一番低い土地の高さまで嵩上げする場合は規制対象外</p> <p>② 平坦な基準面を基準にして、基準面を超えて嵩上げた高さが規制対象規模（30cm）を超えなければ規制対象外</p> <p>③ 表土の補充高が表土基準以下であれば通常の営農行為に該当し、規制対象外（工事後に嵩上げ盛土と表土補充が明確な場合に限る）</p> <p>※表土基準は 30cm とする。</p> <p>事例 26</p>	<p>通常の生産活動並びに圃場管理のための耕起、代かき、整地、畝立て、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの（盛土規制法の規制対象外）</p> <p>↓</p> <p>許可は不要</p>

（問合せ先）

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 開発指導課 宅地規制担当

問合せ（窓口、電話ともに）

時 間 9：00～11：30、13：00～16：30（開庁日に限る）

電 話 052-972-2733

窓口へお越しの際は、事前に予約いただきますようお願いいたします。

E-mail a2733@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1018015/1018021/1018606/1018609.html>

または、下記 QR コードを参照してください。

